
令和元年 第94回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年6月13日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和元年6月13日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- (1) 11番 河越 忠志君
 - (2) 4番 阪本 晴良君
 - (3) 3番 岩本 修作君
 - (4) 9番 谷口 功君
 - (5) 6番 中井 次郎君
-

出席議員（15名）

1番 池田 宜広君	2番 太田 昭宏君
3番 岩本 修作君	4番 阪本 晴良君
5番 森田 善幸君	6番 中井 次郎君
7番 重本 静男君	8番 小林 俊之君
9番 谷口 功君	10番 宮本 泰男君
11番 河越 忠志君	12番 浜田 直子君
13番 平澤 剛太君	14番 竹内 敬一郎君
15番 中村 茂君	

欠席議員（1名）

16番 中井 勝君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村 祐子君 書記 東 康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村 銀三君 副町長 田中 孝幸君

温泉総合支所長	………	太田 信明君	牧場公園園長	………	藤本 喜龍君
総務課長	………	井上 弘君	税務課長	………	長谷阪 仁志君
町民安全課長	………	西村 徹君	健康福祉課長	………	中田 剛志君
商工観光課長	………	岩垣 廣一君	農林水産課長	………	松岡 清和君
建設課長	………	山本 輝之君	上下水道課長	………	北村 誠君
町参事	………	土江 克彦君	浜坂病院事務長	………	吉野 松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長		宇野 喜代美君	会計管理者	………	仲村 秀幸君
こども教育課長	………	長谷阪 治君	生涯教育課長	………	川 夏晴夫君
調整担当	………	谷 渕 朝子君	建設課副課長兼地域整備係長(工務担当)		井上 陽一君

午前 9 時 0 0 分開議

○副議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 9 4 回新温泉町議会定例会 2 日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、初日に引き続き、一般質問を中心に議事を進めてまいりたいと思います。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜りまして、議事の円滑な運営に御協力を賜りますようお願いをいたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会第 2 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、昨日に引き続き、5 名の方より一般質問を賜っているところであります。いずれも行政運営にかかわる重要な案件であり、誠意を持って答弁させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は 15 名で定足数に達しておりますので、第 9 4 回新温泉町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 一般質問

○副議長（池田 宜広君） 日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、受け付け順に質問を許可をいたします。

初めに、11 番、河越忠志君の質問を許可いたします。

11 番、河越忠志君。

○議員（11 番 河越 忠志君） おはようございます。冒頭の質問をさせていただきます。階段を駆け上がってきましたので、ちょっと息が切れてるかもしれませんが、よろしく願いします。

まず、通告書の中に誤字がありましたこととおわびをしたいと思います。ちょっと私の思いが変換に乗り移ったのではないかなと感じてるところであります。

最初に、浜坂認定こども園、浜坂地区のこども園と申しあげたら適切かなとも思うんですけども、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

文部科学省のホームページを閲覧していると、各自治体の首長と教育委員会の権限分担ということについて書かれておまして、その中で、教育財産の取得・処分に関することについては首長、また、学校の組織編制については教育委員会と書かれておまして、例えば認定こども園、これについても文部科学省の部分と厚労省の部分が交錯してる形になるわけですけども、実際の、今回でいうと、浜坂認定こども園の改築についての、場所の選定等についての権限についてはどちらが主導されるとお考えなのか、町長にお聞きしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） あくまでも建設にかかわる予算は行政当局ということもあります。それまでに設置場所においては住民全体の意見集約の中で出てくると思っております。意見集約の場として、教育委員会は主に前面に立って意見集約をしていると思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、地域住民の意見集約、これが最も重要な部分があるのかなと、まず最初の部分かなと感じておるところです。その上で、今の敷地の選定等については住民の意識というものが集約されてるようには、少なくとも私のほうには伝わってなくて、これは私の活動不足なのかもしれませんけれども、現敷地については、味原川の改修がなされた後にも、数年前には道路が冠水するようなこともありましたし、一昨年ですか、兵庫県の津波浸水想定図というものが公開されて、今回の現位置については津波浸水の危険性はない、要は色が塗られてない状況にはなってる。ところが、実際の発表の中では安全を保障するものではないということも書かれているという現状があります。少なくとも私が読み取るところでいくと、津波の形態というのが水位がどんどん上がってくるというパターンではなくて、冬の日本海特有の、何ていうかな、波の荒いときのような波が来るという想定になってるから、上流に対して遡上しにくいという格好の想定がなされているのではないかなと感じてるんですけども、実際に地震の起こる可能性というのは非常に低いとは認識するわけですけども、まず最初の出がかりの部分で津波ということについての危険性があって、今回、それを変更になったからといって、単純に全面的にオーケーということに果たして行政としてなっているものかどうか、そのあたりについての町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 県のシミュレーションによって、そういった一定の方向性、津波に対する危険性についての報告は出ております。それをうのみにしてはならんという

のは自然災害ですからよくわかります。しかし、一定のそういう県の報告が出たということは、ある程度きっちりと受けとめる必要があると思っております。それは全く無視できるものでもない。安全か安全でないかというのは、本当に自然を相手ですのではっきりわからない、誰にもわからないとはあると思うんです。ですから、どこまで危険度を危険として捉まえていくか、そういった程度の問題といたしますか、とり方の問題になってくると思っております。一応、県からのデータは信頼に足るデータ。そういったものの中で津波の予想は、本来、津波が来るから移転しようという、そういうスタンスだったんですけど、そこは心配ないということで現在に至っていると考えております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、公共施設の場合は、そこに設置すると、その意に沿うか沿わないかにかかわらずそこに通わなければならなくなったり、もちろんほかのこども園がありますので、ゆめっこに行ったり明星に行ったりということはあるかもしれませんが、公共施設の位置設定というのは非常に重たい責任があるのではないかなと感じています。そのときに安心・安全を超える判断があるとすれば、それは大多数の合意、賛同が必要だと思います。少なくとも私の認識する限りでは、現在までそれについての調査、または、こども教育課からの報告等を受けた記憶は私にはありませんけれども、その部分、要は、あそこを大多数が望んでいて、雨の中でも冠水するかもしれない道路、または、今回の浸水想定図を踏まえた中で、住民が、大多数が合意できるのか、そこについての御認識はいかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 合意形成の仕方、どれがベターかという、どれが合意形成なのかという、そういう御質問だと思うんですけど、やはり今回の場合、2名の公募委員、それから町の自治連合会、こども園の保護者、子育て支援センターの保護者、それから民生委員など、いろんな団体から構成されて現在の委員会構成、検討委員会が検討なされているというのが実態であります。これは民意の代表ではないということは言えないと思っておりますし、こういった代表者の方々の御意見をやはりきっちりと受けとめていくというのが、我々行政の役割だと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私も直接、例えば関係者の地域の方々に、お一人お一人に当たっていくのも議員の立場からどうかなという思いもあって、機会あるごとにいろんな方にお聞きして、先日、商工会の総代会がありまして、そのときに表をつくって、道路が冠水してもあそこでもいいかどうか、または、やっぱり好ましくないんじゃないか、または、わからないという3つの選択の中で皆さんに御意見をいただきました。恐らく7割ぐらいが好ましくないんじゃないかという意見のところを丸をされました。これは、実際に通っておられる方々が毎日危険を感じているかどうかといったら、そうではない

と私も思います。そういったことの中で、確かにあそこの部分での要請というのは私もあるんじゃないかなと思いますけれども、それについて行政としては安心・安全を提供するという努力は必要ではないかなと、そんなふうに感じています。大雨が降るときには警報が出るから休園にしたらい、または、避難できるから大丈夫ということでは安心・安全を提供したことには私はならないのではないかと感じます。

現地を先日踏査させてもらってる中で、私は今の認定こども園の東であったり北に用地を求めるのではなくて、南西側に、要は住宅地に近い側、今、畑になっておりますけれども、町道を挟んで南西側に、避難できる、言うならば通園デッキのようなものが最低限できれば、これはむしろ大雨降っても通園できるし、開園できるし、確保できる。また、逆にそこに敷地がしっかりと確保できるのであれば、そこに、要は南西側に今回の改築建物、施設を設けて、現地を園庭なり駐車場なりすることも可能ではないか。またその際に、町道のつけかえも可能ではないかなと、そんなふうに感じます。まずは安心・安全を提供することが第一ということの中で、いろんな案が出てくるべきではないかなと感じますので、そのあたりについて町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 安心・安全のとり方、いろいろあると思います。それから、ただ洪水、つかるところはいいか悪いかという単純な質問で7割という答えが出たと思うんです。ただ、まちづくり全体を考えると、洪水だけがいいか悪いかという、そういう問題ではないと思っております。広範囲ないろんな状況を考えて中で立地が決められていくというのが本来の決め方ではないかと思っております。ですから、安心・安全はただ場所だけの問題ではなしに、昨今、防災のあり方、いかに早く逃げるかとか、そういう方向に変わりつつあります。大災害を、自然をストップさせることはできないですけど、逃げるための方策はいろいろあると思うんです。それが安心・安全の一つのあり方でもあると思っております。ただ立地だけの問題ではなしに、たとえ、ゆめっこ認定こども園にしても、現在、山の裾野に建てておりますが、鹿が出るイノシシが出る蛇が出るとか、それから崖崩れの可能性もあるとか、いろんな可能性がある中で建てられているわけですけど、やはりそこには安全対策、万が一の避難はどうしよう、そういった計画を立てる中で安全・安心が守られていると思っております。ただ、場所100%というばかりではないのではないかと感じております。

それから、検討委員会で場所については検討していただいておりますので、あくまでもそういった意見を尊重して決定するような方向にしていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この地域においては、災害、水害等が起こったときに、ナカケーさんの2階が食料もあるし高い位置ということで、地域住民の方々は避難場所としての想定をされてるようにお聞きしてます。

私の申し上げた南西側というのは、ナカケーさんよりも高い位置に設置することがで

きますし、2階建ての部分をつくれば、町長がおっしゃったように、津波についても万一の場合でも対応できる。または、実際のあの付近の高さと同じになりますので、またはそれ以上になりますので、地域住民の方々の安心・安全を逆にプラスの方向に持っていくことさえもできます。私の申し上げた位置というのは、御認識されてるかどうか分かりませんが、検討の中の一つに入っていたのかどうかもお聞きしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今の御質問にどう答えたらいいかちょっと。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午前9時15分休憩

午前9時15分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 大体の位置は想像できます。検討委員会の中で検討したかどうか、それはちょっと確認できませんので、今、この場ではお答えができません。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私の、入ってなかったとしても、実際の安心・安全を確保していくということと現位置を維持するという上では、とってもメリットがあるのではないかなと感じています。そういった意味の中で、ここが候補になってなかったということが逆にちょっと疑問に感じる点でもありますし、検討委員会、これで結論が出るとはお聞きしておりませんので、それについては、現位置を維持するという点の中での選考の位置として加えていただくこともいいのではないかなと、そんなふうに思いますので、いかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現地確認するなりして、また検討させていただきたいと思えます。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） それとあわせてですけれども、それぞれの用地を取得していく上で、職員がじかに地権者の方に当たる等も非常に困難なところがあると思うんですね。それで、今、民間での活用ということも行政施策の中で大きく取り上げられると思うんですけれども、宅建業法でいくと成功報酬という形になるので、業界等に投げかけて速やかに取得できる等、新たな用地を見つけるのは難しいと町長はお考えと私は認識してるんですけれども、そういった新たな部分に可能性があるかどうか、そのあたりについても、調査するというのを宅建業の協会等に打診してみるというのも一つではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 御意見としては承っておきたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） まずは、しっかりとした方向性を町長が意識されるということが私は最も重要じゃないかと感じます。教育長が不在だから進まなかったということではなくて、いなくても進む。いろんな事故というのは行政の上ではあり得ることだと思いますので、そのために半年、実際の事務がおくれてしまうということでは、危機管理的にちょっと難しい部分があるんじゃないかと思いますので、今後、速やかに進める、事故があっても粛々と進めるような方策についてお考えいただきたいなと感じますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 教育長不在ということで、こういった事業の推進がなかなか図られてないということで反省をいたしております。速やかに論議を再開して、設置場所の決定に向けて動いていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 次に、きのうの質疑の中にもあったんですけども、今、子供の数も非常に少なくなって、子供にかかわるいろんな問題、事件、痛ましい事案が発生してるということもあります。その中で私は、一人一人を大切に教育というのはもう欠かせないのではないかと感じてます。例えば不登校であったり、そのほかいろんな事案があると思いますけれども、その一人一人をサポートして、少なくとも義務教育の期間において生きる力、あるいは学ぶ力を授けてやる。これは、平成28年に施行された、略式で教育機会確保法という法律が一昨年施行されてるわけですけども、この中でも学校に行かなくてもいいよ、また、そのほかの施設で方策によって教育を授けてやる形でいいよということが明記されてる、これが大きな特徴であるわけですけども、本町においては、その行き場所というのは全く確保されてません。

きのうの議論の中でも、障がい者に対していろんなカバーできるものがないので、親御さんが調子が悪くなったらこの町の住民でなくなっていく。または、グループホームに入る能力があって、ある程度の仕事ができても職場がないので、鳥取のグループホーム等に入って就労支援AとかBとか、そういった施設であったり、一般の企業であったり、そういったところに勤めているというのが現状です。本来、ふるさとで一生を終えたいという思いはそれぞれあって、きのうのお話の中でも、死ぬときはその町で死にたいというお話を豊岡市日高町であったということもお話があったと思いますけれども、そういった思いというのはやっぱりどこかにみんなあるんじゃないかなと。

そういった意味の中で、浜坂病院の維持というのは非常に大きいところがあると思うんですね。ところが障がい者施設であったり、要は義務教育の段階での手当てというものについては、ほんの一部かもしれませんが、残念な状況の中で義務教育を終える

という事案がたくさんあるのではないかと思いますけれども、町長の御認識をお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 当町の障がい者対策であるとか、こういったいろんな面で子供たちの、障がい児に対する対応であるとか、非常におくれているということは認識をいたしております。きのうも一般質問にもありました。子供のデイサービスもないという状況もあります。一方で、ここすぺーすとかぶろじゅくとPlus、そういった民間業者も少しずつ参入していただいて、基盤といいますか、ベースはちょっとずつ広がってきていると思っております。民間活用という意見もきのうもありました。行政が当町においてはなかなか、現場における課題、意見集約が難しい面もあって遅々として進んでいない、そういう面もあったんですけど、今後そういった民間事業者とも手を組みながら、より一層、障がい者対策を含めて力を入れていきたいと考えております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 地域活動支援センターが廃止されるときに、地域活動支援センターが就労支援の事業等に変ったときに、グループホームというお話を社協等、あるいはほかの場所でも発言されてたと認識しておりますけれども、健康福祉課のそういった部署の担当者は、町はしませんということを担当者の口からは明言されている、そんなふうに聞いています。実際に町がその方向性を出しておられるのか、そのあたりについてお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 担当者がしないという、そういう権限はないと思いますので、担当課長なり、それから町長なり、そういった連携をとりながら検討したいと思っておりますし、福祉の充実を図る方向で動いておりますので、ぜひ、そういう担当者の判断でなしに、町の幹部、それから、町長なり執行部の思いで進めていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 関係者も担当者であっても、そういった発言が出されてしまうと、もう完全にだめなんだなという思いを持ってしまいますので、実際に担当者等、誰だとは言いませんけれども、やはり発言については、課内では少なくとも統一見解を持つ必要があると思っておりますし、当然、町長の思いも課に伝わっている必要があると思っておりますので、そのあたりについてはしっかりとお願いしたいなと思っております。

先ほども不登校の子供とかについてお話ししたわけですがけれども、不登校の子供等について、もう既に全国各地ではいろんな形でのフリースクールがあったり、民間での子ども食堂があったり、要は、子供が行って自己肯定感を得られるような居場所が用意されてると。昨年、米原に行かせてもらった大野木でも、同じように子供が来れるような形、大人も子供も集まれる、そんなスタンスの中で居場所をつくった、そういったこと

もおっしゃっておられました。さまざまな形があるわけですが、それに全部行政がするというのは難しいですから、それをバックアップするような形ができたり、そういったものについて、成功事例等もいろんな形で発信しながらやっていくということが必要ではないかなと思いますし、先日のテレビでは広島県の県教育長が、女性の教育長でしたけれども、民間から校長を経験されて、その後、教育長になったということでテレビで発表されておまして、その教育長は、学校の中に学校とはある意味で縁切りされたフリースクールを設置したということで、さまざまな形で子供たちにいい影響があったということが紹介されておりました。

いろんな形があると思うんですけども、誰を助けるか、一人一人を助ける。そういった思いの中でやれば、みんながそういった思いを持てばいろんな案が出てくる、そんなふうに思います。誰か1人に任せてしまうのではなくて、みんなで子供たちを育てよう、そんな思いを持てばいろんな案が出てくると思いますので、単純に会議をしたらオーケーということではなくて、いろんな案が出てくるような、そういった町長の風を吹かせていただけたら、この町はどんどんよくなるのではないかなと思いますので、御見解をお聞きできますでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 一人一人を大切にするというのは最も大事なことだと思っています。大体、日本の動きを見とって、女性の社会における活躍度、管理職の割合、学校長の割合、女性の学校長は少ないですし、それから、きのうも言いましたけど、子どもの権利条約の加入も日本は先進国では最も遅いということ、ありとあらゆる面で非常に人権意識といいますか、子供、女性、障がい者、部落差別も含めて、いろんな面で人権というものがおろそかにされているということで、一人一人をやはり大事にするという、そういったところから、毎日の生活の中で一人一人ときっちり向き合って、お互いがお互いと認め合う、そういう関係をつくれればもっともっとすばらしい、何ていいますか、学校生活も含めて社会全体が変わってくると思っております。そういうことで、大人社会の実態、そういったものをもっともっと変えていけば子供の世界も変わってくると考えております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私、大勢で考えればというのは、これは一般論的なお話の中でさせていただいたわけですが、実際には、私が最後のとりでだと思える人も必ず必要だと、そんなふうに思ってます。例えば、普通学級でもスクールアシスタントが配置されたり、特別支援学級であれば特別支援教育支援員が配置されて、各クラスに複数の先生を含むスタッフがおられる中で、担任の先生がスクールアシスタントにある子供さんをもう任せてしまえば、ある意味でその人は除外されたようなことにもなってくるということもあるわけですね。そういったいろんな事案というのが考えられる。多ければ多いだけ大丈夫ということではない部分も現実にもありますので、その

あたりについては現場の声、また、学校でどんな問題があるかどうかについても風通しのいい、子供らに何をやってやれるかということを考えながらやっぱり支援していくべきではないかなと。ましてや学校に来れない子供、どこか自己肯定感が得られるような場所があれば別ですけれども、そういったものが本町には用意されてないし、それぞれの家庭でもそれが用意できてない家庭もあるのではないかと感じてます。

以前に全く学校に通わせない、これは芸能人の関係の方だと、左幸子さんだったかの娘さんだったかなと思うんですけれども、学校に通わせずに親が教育したというようなことも聞いてるわけなんですけれども、いろんな形での子供への支援というのはあるかもしれません。ただ、それをできる形というのを行政としてはやるべきではないかな。それが教育機会確保法、そんなもんじゃないかなと思いますので、今後、町長が教育長とともに、それを担っていく上でのお気持ちをお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 教育の形、さまざまな流れの中で変わってきているというのは感じております。先々週の日曜日、朝6時45分からのラジオを聞いていましたら、スキーヤーで有名な三浦雄一郎さんの息子さん、三浦豪太さんが10分間話をされてました。おやじが息子に言った言葉、豪太さんに言った言葉が、きょうはええ天気だと、何しに学校に行くんだと、こんなええ天気は山に行ってスキーしろと、こういって学校に行くよりスキーに行けと、こういうことをラジオの中で話しておられました。そういうことで、学校という位置づけが本当に親によっては大きく変わってきていると。人生をどう生きるかというのを本当に学校との位置づけの中でどう捉まえていくか、そういうことを三浦豪太氏はラジオの中で言っていました。そういうことで、教育の多様性といえますか、いろんな考え方、学校に行かなくても一人前になる人がたくさんいるというふうなことも言っていました。ただ、基本的な基礎知識、それはやっぱり学校で体得するという、そういうことであつたと思っております。

生きる知恵をつけるための学校のあり方、それは一人一人の思いといえますか、義務教育とはいえ、そういう不登校は悪い、悪ではないという、そういう一つの流れも出ておるようでありますので、そういったところは一人一人の、それぞれの子供、それから親、そういったところの考え方で子供の教育は大きく変わると思っております。スクールアシスタントを配置すればいいという単純な問題でもないかもわかりませんが、ただ、学校の間としては、基本的なバックアップ体制は整える必要があると思っておりますので、そういった点、御意見をいただきながら、教育委員会と連携して子供たちの学校教育の充実を図っていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 実際にサポートを受けられたり学校に来れる方であれば、学校での教育というのは可能かなと思うんですけれども、実際に全く来れない、それがいろんな要因があつて親御さんのサポートも受けられない場合も現実にはあるように聞

いています。

そういったことの中で、行政が手を差し伸べなければ誰も差し伸べない。そうすると、学ぶ力や生きる力が備わらない状態で義務教育を終えてしまうということが起こってきます。さまざまな事件、事案を考えたときに、そういった義務教育の中での手当ての不足というものがかいま見えてくるような気がします。それが、この場所で暮らさなくてもいろんなところで起こってくる可能性さえあります。それは行政の責任ではないかなと、そんなふうに思いますので、学校に行って勉強させるということ、それを目指してそれに対応できる子供であればそれはいいと思います。そうではなくて、重篤な事案というのも現実にはあると思いますし、学校に一度でも、一瞬でも立ち入れば出席になるというような現実。要は、不登校という30日のくくりの中には入らないということも踏まえた中でいくと、場合によっては、不登校にはなっていないけれども生きる力や学ぶ力をつけずに義務教育が終わっていくケースさえあるのではないかなと感じています。細々なことについては町長も報告を受けられてないかもしれませんが、今後、そのあたりについてもお聞きいただいて、町としてできることはないか。少なくとも、そういった居場所をつくるというようなことについては、現時点で全く用意されてないことを鑑みて御検討を今後お願いしたいと思います。

次に、先ほどのこども園のこともそうですけれども、住民の安心・安全についてお聞きしていきたいと思います。

このたび町民課が町民安全課となり防災安全室が設置されたわけですが、私がずっとお話ししてる夢ホールの耐震診断と補強計画について、評価を受けなくていいと、7億円を超える大事業であるにもかかわらず、省略しても問題ないと思われることについてどのような御見解かお聞きしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3月定例会でも何度も回答はさせていただいております。今回また同じような質問になっているわけですが、夢ホールは耐震診断評価の義務づけ対象外の施設であるということは、耐震診断評価認定を受けなくても住民の安心・安全を確保できる、そのように考えております。建築確認申請の段階においても構造計画の適否が判断され、安全性は証明されると考えております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） さきの議会でも、確認申請においては構造についてのチェックはありませんよということはお話をさせていただいています。それまでも担当課から、それだから大丈夫ということで委員会で報告されましたけれども、それは全く誤りです。誤った判断のもとに答弁されたと認識しています。

また、同類施設で8割以上が耐震の評価を受けてないということで、本町もそれならば大丈夫だということで判断をお示しになりました。それで、一応どういった形でその8割を確認されたのかなということで私がお尋ねしましたけれども、実際には、手元

にある限りでは11件についてお問い合わせをされたということでお聞きしました。その中で私は、1件を除いて、要は耐震してないというところが1カ所あって、山崎の文化会館というやつですけども、これについてはお問い合わせをしてません。だから、10件問い合わせをさせていただきました。その中で8件が、もともと昭和56年以降、要は新耐震の基準になってる建物。もともとなってるものは診断する必要も全くありません。安全な建物を最初から用意されてるわけです。そこを8割が安全だということを本町が参考にして、それが適切かどうか。

また、2カ所耐震補強をしたというのがありまして、1カ所については耐震診断の段階で、もう既に安全な値が出た。要は、公の建物、これは安全率を高く当初から設計するという点については、昭和56年以前の基準にあっても実施されてたことです。だから安全を当時から、例えば1.25倍だったら1.5倍の安全率を確保していれば、新耐震後の強度についても大丈夫というようなことで、そこについては耐震補強しなかった、診断はしたけども耐震補強は必要なかったというのが1カ所です。

もう一つ、豊岡の市民会館は、平成25年と26年に耐震改修をされました。そのとき担当者の方は、会館の代表者だと思うんですけども、耐震評価をしていないというふうに回答されました。私が建築住宅課に確認したら、ちゃんと耐震評価は受けましたよという回答でした。

つまり、10カ所全部安全だったか、あるいは耐震評価をされたか、どちらか。8割以上がしてないというのは、これ、どういうことですか。御見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 県内の最近の耐震改修を行った避難場所になっている文化ホール等の耐震診断評価申請状況を聞き取り調査、先ほど言われた11施設であります。ほとんどの施設では耐震診断評価を受けていないという、そういう結果を聞いております。そういった中で、一級建築士免許を有し、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の耐震診断、耐震改修講習の修了者であることと明記されており、耐震診断、耐震改修に熟知している建築士に行ってもらふことで、町民の安心・安全は確保できていると考えております。以上のようなことで、第三者委員会による耐震補強診断は受けないということで結論を出させていただいております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今の答弁について、私はとっても残念に思います。住民の安心・安全を確保するのに誰か1人がチェックして、つくったものは安心・安全だということになるのでしょうか。また、その講習について、どういった講習か、町長は御認識ないと思います。実際には退席してなくて出席していれば修了証はもらえる、そんな講習会です。最後に考査があって、わかっているかどうかをチェックするようなものではありません。また、今回の耐震改修の中で構造設計一級建築士を使いなさいということ

も明記されてる。つまり講習会を受けてる人が設計するのではなくて、別に構造設計一級建築士を求めて新たにしてる。

余り細かく攻撃するようなことを私は言いたくないんですけども、安心・安全というのは私は行政は最も重要視するべき。町内にわかった方がどなたもいらっしゃらない。その中でほんのわずかなことができない。それについても大変疑問に思いますし、私が少なくともここに座ってるということ自体が何なのかなという気がとってもします。こういうふうに申し上げても伝わらなくて、私ここにいなかったらこの議論さえも起こらなくて、10分の8がやってないから大丈夫ということが外に出て、ああ、そうだね、そうだねっていうことになる。これはもう本当に信じられない、そんな思いでいっぱいです。本当に見直すべきだと私は思いますけれども、そう思われませんか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 基本的には、この建物は、そういった第三者による耐震補強診断を受けなくてもいいという、そういう建物になっておりますので、ぜひそこは御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 町民がそれで納得されるでしょうか。県が、都道府県ですけれども、防災拠点として指定する場合には安全性が確保されてることは証明しなきゃいけないんです。誰かが計算してオーケー、誰かがやったらオーケー。私も間違えますし、皆さん、全然間違えることがないという人は私は皆無ではないかと思っております。その上でチェックする。チェックができる場があるにもかかわらずチェックをしない。これからでもチェックできるのにしないということについて、私はもう大変な疑問を感じます。町長の人柄とかではなくて、これは再考いただくべきだと考えますので、もう一度御答弁をお願いします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 一級建築士の設計によって、今回こういった状況になっておりますので、その一級建築士の資格が全面的に否定されるというふうな、そういうことではないと思っておりますし、一級建築士ですから、そこは信頼してやっていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） これは誰がするということではないし、信頼するとか信頼しないとかいう問題でもありません。全ての行政の文書についてもチェックされると思うんですね、チェックする。いろいろなところに誤ってしまうかもしれないというポイントはあるわけです。コンピューター入力する際でも誤ってすることもあるし、むしろ過度に応力を求めていることさえあるし、耐震補強についてはいろんな考え方もありますし。そういったことの中で、そのことを否定するというものじゃないんです。確認するという事なんですね。もしかしたら、ある意味で無駄な部分があるかもしれませ

んし、チェックが必要だった部分があるかもしれません。それをあえて行われたいということについて、私はとっても疑問なんですけど。ここにおられる方がみんな、それは疑問じゃないからオーケーだよと言われてたら、私は大多数が疑問を持っておられないから大丈夫だととなりますけれども、果たして行政、それでいいんでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 一定の資格を持った一級建築士のこういった設計になっていますから、制度上はこういった、再度、第三者の診断は必要ないと。構造的にこの建物は診断を受けなくてもいいという、そういう状況にもありますので、ぜひそこは御理解をいただきたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この件については、皆さんの御判断をいただくということに委ねたいという思いを持ちました。実際に、一級建築士であっても間違えるときは間違えます。どんな人でも、大学の教授でも間違えます。いろんなことがあります。

私、「すこやか〜に」、健康福祉センターですね、その設備の定期報告、昨年させていただきました。平成2年か3年に建った建物なので、もう28年ぐらいたってるわけですけども、そのうちの3年間は定期報告ではないんですけども、その後ずっと設備の定期報告をされてました。換気設備についてです。私が昨年図面を見た中でちょっと疑問を感じました。定期報告しなくていい建物だったんです。県に問い合わせたけれども、とりあえずことしは通知を出してるので報告してくださいと。翌年にしなくていいかどうかについて書類を出してくださいということで確認をしましたけども、実際には図面で判断しなくても私の話だけで、それ要らないねという話になりました。

間違えることはあるんです、誰でも。誰でもあるんです。これが例えば個人のものであれば、もう委ねるよ、全責任で大丈夫だよということになるかもしれません。しかし、行政がそれでいくと、1万数千人であったり、そこにいる方は数百人かもしれませんけども、それを、わずかなことを、わずかな手続を踏まないでいいという、このことについて、いや、要らんよということが議員から出るかもしれませんが、逆に行政側から、とにかく要らないんだ要らないんだということについての議論については、とっても疑問を感じますので、これについては議論がちょっと進みませんので、次に行きたいと思っています。

次に、本町の振興についてということで通告書に出させていただいているんですけども、ふるさと納税、今回、1億円を想定して返礼品の予算がなされていますけれども、森田議員が質問されたことで、細かくはされているんですけども、実際にふるさと納税、1億円を目指す上での町長のお考えをもう一度改めてお聞きできますでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これまで6,300万円をいただいております。あくまでも地場

産業、地域の経済の活性化に大きく寄与していると思っております。その結果として、町の財源の一部に充当でき、町としても多大な財政の支援の自主財源の一つとして活用できると思っております。ただ、中身を見ますと、まだまだ、森田議員の質問にもありました、1億するためには5割以上のアップということで、中身の充実、現在21業者から提供を受けておりますが、そういった業者のさらなる拡充、それから商品の充実、それを図っていきたいと思っておりますし、年代層が大体30、40、50代ぐらいが大変多いようです。70、80代、高齢者向きの、インターネットでなしにファクスを利用したふるさと納税ができるG-C a l l という新たな会社を現在お願いをしております、交渉中であります。こういったところで、これまでにない年代層をメインにしたふるさと納税の拡充につなげていきたい、そんなふうに考えております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） きのうの議論の中にも、町をつくっていくということで住民が参加したり住民が担う部分、それが非常に有効だというのは、きのうもあった邑南町の寺本さんの発表等でも御実感になられてるんじゃないかなと思います。さまざまな諸課題について、要は身近な住民が取り組んでいくというのは非常に重要だ、私はそんなふうに思っています。そういった、自分自身のこととして問題を思う。これは他人が誰かやってくれる、行政がやってくれるんじゃないかと、我が町は我が町で自分自身の力でつくっていくと思うような、そういった動きができることはとっても大きいことだと。邑南町のある意味での成功、これも成功し続けるということにはなりません。だから新たなことをずっとし続けることになられると思いますけれども。常に大勢の人が我が町のことを考える、それが重要だと思っております。それをつくっていくのが、ある意味で行政ではないんでしょうか。例えば特定非営利活動促進法、N P Oですけれども、これなんかについても自分たちでやっていこう、そのやっていく上での支援が受けれる形をつくっていく、それがN P Oだと、私はそんなふうに思っています。

国は先日、老後を過ごすために2,000万円必要だというようなことが発表されました。これは正直な思いだと思うんです。要は、国であつたり行政が全てのことは今賄えないよと言っているんだろうと思うんですね。ただそれを、もう自分は自分で勝手にやっていいんだということではなくて、協力しながらやっていこうというのが、ある意味での地域自治組織であつたりさまざまな取り組みだと思うんですね。それを支える一つの柱をつくってよっていうのが私の提案です。それがふるさと納税の受け皿をつくってよ。例えば諸寄の日本遺産の振興であつたり、これは別に商売云々ということではなくて、さまざまな意味での活動を支援する。それを応援する柱をつくってよ。麒麟獅子の保存であつたり活動を応援する。これが、例えば浜坂であつたり、諸寄であつたり、千谷であつたり、いろいろ地域がありますけれども、場合によっては海上の傘踊だつてそうなるかもしれません。各地域が問題を持って、これ、応援してよという手を挙げて、その柱をつくってあげる。これ、本当に簡単なことです。これはお金もかかんない

と思うんですね、そんなに。ただ、事務的にはわずかかかるかもしれません。

一応、きのうあったふるさと寄附金条例の改正案も私が私なりに勝手につくっておりますけれども、また総務課に見ていただきたいと思っておりますけれども。そういったものをつくって、要は自分の活動が支援を受けれるとなれば、当然その、もしも町外からであれば返礼も用意するでしょう。また、いろんな形を考えられると思うんですね。成功事例があれば、おお、私のところもやろうや。交通手段をつくるのであれば、その地域で、その地域を応援してよ、できると思うんですね。私も一応、問題があるんじゃないかということの中で、総務省に自分の町にふるさと納税することについて確認しました。全然問題ないよと。地方税法で言ってる、要は税金控除の制度だから、どこに寄附することも税金の控除についての問題は全くないし、それについて返礼を用意するのはいけないよ、総務省はそう言ってますけれども。我が町の活動に応援する、これ、全然問題ないよ。

私の言ってるのは、森田議員が言っておられたクラウドファンディングとよく似てるんですね。この活動に、例えば諸寄の駅舎を日本遺産の地域にふさわしい駅舎にしようよ、建てるのを応援してねということだってあり得るわけですね。行政がお金を用意する。お金がないからできませんというんじゃないくて、枠を用意して助けてよ。私のお金も使ってよという人は必ず出てくるんじゃないかな。もしもそれが完璧でなくても、それにプラスアルファすることはできるんじゃないかな。できることをやってほしいなと思うし、私も努力したいと思っております。みんなが動けばいろんなことが動いていくと思うんです。それが邑南町の成功事例じゃないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） すばらしい意見だと思っております。少しでも邑南町の寺本さんや、そういった活動を取り入れてやっていけたらいいなと思っておりますし、そういった住民を巻き込んで町の活性化につなげていくというのが基本にあるべきだと思っておりますので、そういった啓蒙活動も含めて、支援体制も含めて充実を図っていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今、私は、自主財源であったりいろんな活動をやっていく上でふるさと納税の活用というのは、ある意味で、支出は少なく得られるものは大きいんじゃないかなということを考えているので提案をさせていただいたわけですが、町長は地域振興のために自主財源を確保したり、いろんな補助メニューを用意したり、そういったことの中で何か戦略をお持ちかどうかお聞きできますでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 戦略といいますか、自主財源をふやすためには、やはり町の事業所なり個人なりの力をつけていくと。活発な経済活動を中心にやっていく。その一環でもあるふるさと納税、これを軸にやっていきたいと思っております。地域内の消費で

は限界があると思います。やはりふるさと納税などを利用することによって他地域へ販売につなげていくということは、いろんな意味で町税のアップにもつながっていくと考えております。

○副議長（池田 宜広君） 残り時間がわずかになっておりますので、整理をして質問をしてください。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、先ほど障がい者のこと等もお話ししたんですけれども、ここに人が暮らすということはいろんな需要が生まれます。その人たちにかかわる仕事も生まれます。少なくともここ二、三十年だと思っただけでも、我が町の75歳以上は、3,000人ぐらいはかなり維持してる期間が長いんですね。ということは、医療であったり介護であったりという部分は、少なくとも30年ぐらいは需要はあると私は考えてます。これはざっくりとしたお話ですけども。人手不足人手不足というのが叫ばれてて、昨日も全国的にということで、ある意味で諦め的なお話もされましたけども、20年、30年ということであれば、これはいろんな形で手を打てるじゃないかなというふうに、きのうの提案もまさしくそうではないかなと感じてます。

そういったことの中で、1人がここに住むということは、行政の財政需要額がふえるんですね。だから自主財源でないけども交付税はふえるんですね。これは国が苦しなかったら少しずつまた減らしていくということもあり得るわけですけども、やはり大勢が暮らせるということは、ある意味でプラスになっていく、そういった面があると思いますし、もう一つは、貧困という面で考えていくと、人口が減っても一人一人が豊かな町というのをつくるというのも方策としてはあるのではないかなと感じます。北海道で世帯所得が2,000万、3,000万円が当たり前って、平均的な町というか村といいますかね、そういったところがあるというのがテレビで紹介されてましたけども、そういったところであれば、その人口を維持しながら町をやっているのかな。この町はそういったところではなくて、どこかで収束するところは来るとは思いますけども。何も考えずになっていくのと、意図して高い水準でとめてみんな豊かでハッピーな形になるのとは違うと思いますので、そのあたりについて今後、検討していく必要があるなと思ってますし、私がふるさと納税についてお聞きしたのは、町民が町の行政に対して我々のことを考えてやってくれてるのかなというふうに町長は思っておられるのか、また、町のために我々もやりたいけど、その受け皿をつくってくれてると思われるかどうか、そのあたりについての御見解をお聞きして、私の最後の質問とさせていただきます。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 町民のための行政だというのが基本であるべきだと思いますし、私もそういうつもりで町長に立候補して今日に至っていると考えております。

○副議長（池田 宜広君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 町長のその考え方ではなくて、町民がどう思っておられ

るかということ町長はどうお考えかということについてお聞きしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） それは選挙の結果なり、そういった次の選挙、出るか出んかは別として、町民のことを私は推しはかって、ここで答弁するということは控えさせていただきます。

○副議長（池田 宜広君） これで河越忠志君の質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。20分まで。

午前10時03分休憩

午前10時20分再開

○副議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、4番、阪本晴良君の質問を許可いたします。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 4番、阪本でございます。議長から許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、風力発電、議会の提言力のアップ、それから、旧の奥八田小学校の閉校条件の整備についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

初めに、風力発電計画への取り組みについてでございますが、まず、事業者である合同会社NWE-09インベストメント、資本金が10万円の会社でございますけれども、この会社の親会社である日本風力エネルギー株式会社が3月24日に夢ホールで第2回目の説明会を開催されました。これよりも先に、関係するそれぞれの集落で説明会を開催した模様でございます。私の集落でも、3月2日だったと思いますが、説明会がありました。この説明会は行政からの指導により開催するという説明がありました。まず、この事業者の説明会の概要について、把握してる範囲で結構ですので、どういう状況であったかお尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今回、風力発電事業者から20カ所において説明会が開催されております。2月の23日、井土集落をスタートに、3月24日まで開催されております。この状況であります。住民説明会、町の要請を受けてされたわけであり。現在の状況説明、それから、質問が多岐にわたって出されております。同じような報告の中で質問がたくさん出ております。特に計画に対する具体的な内容に対して、業者から非常に不誠実な対応も見受けられております。同時に、この説明会までに町長室に連れて業者からお話をさせていただきました。例えば、集落を割るような金銭的なそういう話はぜひやめてほしいというふうなことを要請してはりましたが、一部地域においては、そういった補助金的な話が出されたり、非常にこちらの思いと違った説明会があっ

たと思っております。

現在の状況の中で、熊谷地区からは集落全体が反対という総意がなされて決議がなされております。そういった中で、町といたしましても、町全体の景観のあり方、そういう中で今後、状況を見きわめながら対応を考えていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 事業者がこの説明会で示されたスケジュールでは、来年には現地調査が終了し、次の段階である準備書の作成に着手し、再来年、いわゆる令和3年には最終的な評価書を作成、令和4年には建設に着手するということのようにですが、この予定に今のところのスケジュール的な変更はありませんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 平成33年に準備書、評価書などが出るという状況であります。

それから、32年度中に風況・環境調査報告書、これが出る予定になっております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） おおむねまだ変更がないということのようでありますね。今回の説明会の内容は、特に自然破壊となる工事内容や、動物、植物への配慮、騒音や低周波の問題など、参加された方から、先ほど町長も説明いただきましたけども、質問に対しましてこれから調査検討するという内容が目立ち、納得のいく説明ではなかったと私も感じております。幾ら再生可能エネルギーである風力発電といいますが、自然環境の破壊や人体への影響を無視してまで進める事業ではないと思います。地域を破壊され、次の世代に引き継ぐことのできない自然環境にしてはならないと思います。

説明会の中で、この事業の中心的地域である、さっきも町長も答弁の中に少し触れられましたけども、熊谷集落におきましては、総会において風力発電は要らないと、風力発電の設置に反対するという決定をしたという説明会での報告がありました。そのような結果から、事業者への手伝いは協力はできないということをはっきりとその説明会の中で言われました。その後、今岡金屋でも役員会で設置の反対という決定をしたということのございます。熊谷の区長さんから、風力発電機から発生する低周波音、超低周波音の環境、人体等に対する影響についてと題する研究の結果を拝見いたしました。この中でも、音は谷のひだに反射して、条件によっては音同士が重なることによる共鳴により音が大きくなって届くということになっております。また、インターネットをのぞけば被害の実態や問題がたくさん出てきます。例えば、風力発電が稼働してから耳に聞こえない超低周波音が原因と思われる健康被害に悩まされたり、牛の早産や死産、奇形牛が増加したこと、すみかを追われ里においてきて農作物を荒らす野生動物、バードストライクの被害や工事により地下の水道が変わったり水源が壊されたなど、いろいろな問題が発生していることがわかります。

このような疑いのある問題に対し事業者は、科学的に証明できない、基準を超えてい

ない、問題はないと理解してるなどとしているようであります。また、風力発電によって化石燃料が削減でき、二酸化炭素が削減され、地球温暖化を抑えるということが出来るかということにつきましても、そもそも風任せであり、昼間の必要なときに発電できるか測定不能であると言われております。電力は最高の使用量に合わせて発電設備をしなくては停電が起きるため、風任せのため予測不能な風力発電は予備的な設備であって、主力の火力発電はどうしても一番使用する夏場の使用量に合わせた設備をしなければならないというようなものであります。また逆に、夜に余り電力を使用しない時間にいい風が吹いて発電しても、全量買い取り制度ですから、必要ない場合であっても電力会社はこれを全て買わなくてはならないことになっております。蓄電池の技術がもう少し進歩して安価な設備ができていかなければ意味がないではないかと思えます。

町長はこれまで新聞やテレビで風力発電の計画に反対の表明をしているのを伺いましたが、今でもその思いでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これまで新聞紙上、それから町広報、それから先月、県知事の市町懇話会の場におきましても、風力発電については反対ということで県知事にも支援をしていただくようお願いをいたしております。改めてこの場もおかりしまして反対をきっちりと打ち出していきたい、反対をしたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 私は、国の政策で行っている再生可能エネルギーである風力発電事業は、自然破壊は我々にとっては重大な問題でありましても、国は地域で多少の問題があっても事業を推進していくものと予想しております。沖縄の辺野古の埋め立て問題がいい例であると思えます。環境省はたとえ反対でも、許認可権限を持つ経済産業省は事業推進をしていくものと思えます。

以前に反対運動の例として、越坂の産業廃棄物施設に係る住民投票条例の例を提案をさせていただきましたが、町長はその気はないと否定されました。地域の環境を次の世代に引き継ぐために条例の制定も一つの案と思えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 住民投票条例は、それぞれの内容によっては必要だと思っております。今回の場合と越坂の場合とはまた条件が違くと、前提が違くと考えております。住民投票条例以前に、町としてきっちりと反対を表明していききたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 反対に対する具体的な、今、先ほど県知事にも反対の表明をして力添えをお願いするということは言われましたけれども、そのほかにどのような取り組みを今後予定しているのか、お伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 一番大事なことは、やはり地権者の方々は土地を売らないという事に尽きると、最終的にはそこに行き着くと思っております。そういった面で、土地を売らないという方向性を、指導といいますか、個人の意思があるわけですけど、町全体のあり方を考える中で土地の売却は遠慮していただくような、そういう方向性を打ち出していきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 地元で暮らしておれば土地を売らないという方も確かに多くおられるとは思いますが、やはり、既にここを離れていった人につまましては負の財産っていうことになりますので、ひょっとしたら売ってしまうという方も出てくると思います。1カ所、道をどうしても通らないけんところの入り口をぴしゃっとう、たまたまそういうことになれば、それから先には行けないということもあるかもわかりませんが、谷ですので入り口が1カ所だけじゃなしに、ひょっとしたら反対側ということもあるかもわかりません。そうするとやっぱり設置される可能性も出てくるんじゃないかなと。地主さんには確かにえらい目っていいですか、そういうことをされることはいいとは思いますが、最終的に、もし何カ所か売られる方が出てきた場合、そういう場合はどういう対応をされますか、お伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 個人のおくまでも資産の売却ですから、踏み込める限度はあるとは思いますが。そこは説得するということでやっていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 究極的に町がそこを買収するという事のお考えはあるでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） まだそこまで検討いたしておりません。今後検討したいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） いずれにいたしましても、大きなうねりを起こさなければ住民の思いはなし遂げられないと思っております。町長のさらなる御奮闘を切に望んでおきます。

次の質問に移ります。議会の二元代表制の充実について質問いたします。

議員には議員必携という本が配付されますが、この中に品位の保持ということが書かれておりますが、町長も議員時代に読まれたことがありますか、まずお伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 目は通したことはあります。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） この議員必携の中には、地方議員の当面の課題と議員の

心構えという項目があり、地方の時代にあって多様な民意を吸収し、集約し、政策立案機能や監査機能のさらなる充実・強化と、そのための議会事務局の充実・強化、自主的な議会運営の必要性が高まっていると記されております。また、議会の本来の任務は、地域的に多様な住民の意思を反映させて、討論を通じて町村全体の統一的意思にまで高め、政策をみずからの責任において自主的に形成するという機能を発揮することにあるとも記されております。

しかしながら、日本の地方議会は、住民要望を町全体の利益を体現する議案として議会に提出する努力を怠り、国からの準則や通達などにほとんど依存してきた。このことが議会無用論を生み、定数削減に拍車をかけることになったと言える。個々の議員がそれぞれの地元の利益の実現だけに生きがいを見出し、全体の調整を町に委ねてきた結果が議会無用論につながったことを思い起こす必要があるだろうとも書かれております。

同じように、先月の議会報告会の中で御意見として、県下の議員1人当たりの人数などを計算した資料を配付された後、議員の定数削減を提言された方がおられました。この議員必携の中にも多くの議会が脇役にとどまり、町に比べてその評価が低かったと記されております。

そこで提案でございますけれども、暴言市長で有名になりました明石市の泉房穂市長は、「子どもが増えた！」という本の中でこうっておられます。二元代表制とは両者は対等ということで、ともにしっかりしたほうがいいんです。議会も強くなったほうがいい。だから、市全体の職員は減らしているのに昨年4月に議会スタッフはふやしたんですとおっしゃっています。さらに、これが確立しないと地方創生は夢のまた夢ともおっしゃっております。このように議会を強化するために職員をふやすという考え方を町長はどう思いますか、見解をお尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 二元代表制の基本を議員がおっしゃったわけですけど、車の両輪と言われるわけですけど、時にはその両輪の歯車が合わないこともある。これは二元制のいいところだ、そのように思っております。決めるべきは決める、否決すべきは否決ということで、当町におきましても、すばらしい機能を発揮していただいていると思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） もう一つ明石市の例なんですけれども、政策のうち、地域間の調整が必要なテーマについては、多様な民意を反映した多様な議員がいる議会のほうが向いている場合もあるので、そこは役割分担をして今いこうという発想に変わりました。例えば市役所の移転問題がありますが、これは基本的に議会に任せています。私としては場所がどこでも気持ちよく働きますと伝えてあるそうです。また、昔ながらの我が村に引っ張ってくる発想が出たりすると、やはりお互いに指摘し合う、そういう議論が自然に生まれます。市長に文句をつけたりお願いするだけではなく、議会そのも

のが町をつくっていくというふうに変わってきたのが今の明石市ですとおっしゃっております。

そこで提案でございますけれども、先ほどの河越議員の質問に浜坂認定こども園のお話がありました。決定に関する質問で、安心・安全のみが意思決定の全てではないと町長はおっしゃいましたけれども、ゆめっこ認定こども園の例を話されました。ゆめっこ認定こども園は既に建築されておまして、浜坂認定こども園はこれから一応決定するということですので、安心・安全を考える必要があると思います。できることはやっぱりやっていかないけんと思います。

そこで提案でございますけれども、浜坂認定こども園の場所決定を議会に任せる方法もあると思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 阪本議員の御意見も参考にといいますか、そういった御意見もあるかと思えます。

実は私も町長になった当初、そういう思いに至ったこともありました。一方で、議員の立場でいいますと、やはり利益誘導になる可能性も高い。行政でやる場合は比較的冷静なっていますか、中立的な立場で事業の推進を図りやすい、そういう思いがあります。阪本議員の御意見は一つの方向性ではあるとは思っておりますが、今回は現在の検討委員会を主に進めていきたい、そのように考えております。

○副議長（池田 宜広君） ちょっと今の発言で、行政は冷静にできるけれども議員はという発言は撤回をしていただかないとおかしいじゃないですか。利益誘導とね。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 発言を訂正いたします。利益誘導という点につきまして訂正、取り消しをさせていただきます。申しわけありません。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 今回は検討委員会が設置されるということで、時間的なおくれということもあり仕方がないとは思いますが、今後の取り組みといたしましては、議会の強化や活性化、また二代表制の確立のため、このような改革の方法があるということについてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これまで公募委員を初め、いろんな方々の代表者の方々、御意見をいただいておりますので、あくまでもそういった御意見を中心に、安心・安全を確保すると。確保するというには避難体制であるとか、いろんな構造物のあり方、いろんな方法があると思います。そういった方向で考えていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 次の質問に移ります。旧奥八田小学校が統合されたときの条件整備についてでございます。

昨年12月議会で同僚議員が同様の質問をしておりますが、このときの町長の回答は、奥八田エリアのリーダーと連携をとり合って、地域要望にきっちり応えていくようにしたいと思っておりますと答えておりますが、今年度の予算の中に調査費など関連する予算がないように思います。町内の小学校の統合後の条件整備はどこもできていると思います。御火浦小学校は建物を新築されましたし、居組、八田、春来、久斗山の各小学校は幼稚園を地域の活動拠点にしているようです。熊谷、赤崎の小学校もそれぞれの集落、公民館で活動していると認識をしております。残されているのは奥八田小学校のみでございます。

平成25年3月に統合されて以来、6年が経過しています。地区の要望は、協議するたびにそれもできないこれもできないと返答があり、当初の要望と今回の要望では二転三転しているようでありまして、既に現在の要望は理解していただいているということでありました。どのように認識されておられるのかお尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 奥八田地域からいただいている交流施設整備に係る要望につきましては、地元と協議を進めているわけでありまして、本年度の当初予算編成には合意ができず予算化はできておりません。原因といたしまして、小学校統合以降、長い年月が経過していることもあり、少子高齢化等、地域事情も町の財政状況も変化していく中、これに対応した協議が十分できていないという状況があります。今後につきまして、奥八田地域の現状と現在、また今後、奥八田地域に求められる施設の機能について、改めてしっかりと地元の意向をお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。その上で、町の現状についても一定の御理解をお願いし、住民の皆様が利用しやすい地域の拠点として、さらなる過疎化にも対応可能な施設整備、また、将来にわたって持続可能な施設管理を実現できるよう、予算化を目標に協議を進めたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 長い年月と財政が苦しいということがきょうまで延びてきた内容ということですが、地元にお聞きしながらこれから詰めるということのようでございますけれども、既に地元の要望はきちっとお伝えしてあるとお聞きしました。8畳から10畳ぐらいの畳の部屋を3つほどと、トイレと板の間が一間ぐらいあったらいいのではないかと私は地元から聞きました。まだこれをどう解釈されるというか、こなしていき、地元協議を重ねるつもりなのか、お伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 奥八田エリアの皆さん方と話をすることで、講演会が2回ほど温泉町でも開催されております。こういった地域運営組織としてのモデル地域として、この奥八田エリアをひとつ、何ていいますか、形成してほしいということを私のほうからもお願いをいたしております。ただ単にハードをつくるという形ではなく、やはり将来にわたって地域の活性化につながる、そういう地域全体の運営組織というものを立ち

上げてやっていただきたい。そういった中で予算化もスムーズにできるし、またそういった補助金も出るわけですから、そういうハードの財政的な支援にもなると。それから継続的に費用も出せることもできると。そういうふうなことで、ぜひモデル地域として合意形成をする中で事業を進めていきたい、そのように話をいたしております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっと何か理解ができないんですけども。結局、ほかのところの施設は幼稚園なりを改造して、今の集会所みたいなといいますか、それぞれの集落が何人かといいますか、寄って集まって、その校区の方々が協議をされる場ができておると思います。ここの施設は、地域運営とか、モデル事業とか、地域の活性化につながらんというにつくらんという意味なんでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） つくらんでなしに逆であります。ぜひそういう形をつくる中で先進地域としてやっていただきたいと、もうそういう思いでありますので、問い方が逆になっていると思っております。前向きな提案ととっていただきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 私は、学校が統合されたために、条件としてその地域の方々の要望に応えると、どういう施設がよろしいですかという条件の中でこの案が出てきたと思っております。ですので、先進ではなしに一番後進だと思います。学校統合が原因でこのことが発生したわけですから。既に学校統合されたところはみんなそれぞれの施設ができて、例えば一番新しいっていいですか、すばらしいのは、三尾の小学校はああいうすばらしい施設ができました。あれも統合の産物だと僕は認識をいたしております。

だから、町長が一番先端でモデルとおっしゃいますけれども、住民なり皆さんの思いが一番後進だと、人げの例を見ながら、うちもこうしてほしいという要望になってると思っておりますが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 地域の要望は十分わかりますし、奥八田エリアには非常にたくさん自然環境、豊かな自然環境があるわけです。そういったものとの連動しながら、地域が持続的に発展につながる、地域の維持形成ができる、そういった意味で、地域の運営組織のぜひモデル地域として頑張っていたきたいと。そういう中で、経費の面、いろんな面で御支援ができると考えております。それはただ単にハードをつくれという形だけでは、ちょっと何ていいますか、将来につながる形を提案したいというのがこちらの思いでありますので、ぜひそこは理解していただきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 現状、過疎化が進み、人口が減り、限界集落という言葉が出ております。

将来という話ですけれども、町長の将来像はどういう将来像を描いておられるのか、お伺いいたします。この地域で。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） まちづくり、新温泉町、町名通りの新温泉にしたいというのが将来像です。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） お尋ねしとるのは、奥八田小学校の地域が少し校区の範囲でどういう将来像を描いておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） さっきも言ったんですけど、豊かな自然環境、これを生かせる滝、山、上山高原、扇ノ山、ブナ林、いろんな自然環境があると思います。そういったものを生かせるような集落、地域のあり方を推進していきたいと考えております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） そこに暮らしている人々がどういう生活をされたほうが理想だと考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 個人の思いと町が思う思いとはずれる場合があります。私がそこに住んだる人に対して地域の自然を生かしていくという、そういう思いを述べるということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 地域の自然を生かすということは確かにわかります。そのとおりだと思いますけれども、そのために人々が暮らしておって、その暮らしぶりが1人でやるのではなしに、皆さんと一緒にくつろぎながら話をしながらやろうという場が欲しいということをおっしゃっておられるというふうに僕は感じております。ですので、どういうやり方がいいのか悪いのか、結局そういうふうには何かモデルとかなんとか言いながら、やっぱり町は約束を破るんかなっていうふうには僕には感じておりません。もう少し具体的に、6年も待ったわけですから、そういうことでなしに、きちっとこういうふうにやってほしい、こうこうこうであればできますという具体的な案を地元の方と協議していただきたいと僕は思います。

僕の経験では、このような課題につきましては、できるまで要望は続くと思います。延びれば延びるほど時間もロスしますし、使う期間も、人がだんだんと減りますから、だんだんとやっぱり効果が薄くなってくると思います。早ければ早いほうが逆に効果も上がるのではないのでしょうか。これを実際、ああだこうだと言いながら実現できないということは、やっぱり町の信頼を欠くということにもなると思います。実際、これから先、逆に言ったら期限を切って、いつまでにつくるとか、建てるとか、話ができるとかいうスケジュールもきちっと決めながら進めていただきたいと思います。御意

見を伺います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） そういった施設をつくるという方向では、認識は、思いは一致していると思っておりますし、ただ、そこに至るまでのあり方、それから将来につなぐあり方、そういったものをきっちりと議論する中で、町の方向性、それから地域のお考え、こういったものをきっちりとすり合わせてやっていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 何かやっぱり聞いとっても議論がかみ合っていないような気がいたします。町長はそうおっしゃっても、やっぱり本当につくるのかつくらんのかという、熱意が何かわからんっていいいますか、感じられんっていいいますか、僕の感受性が悪いのかわかりませんが、とにかくやっぱり地域の方々はそれを一日も早いことを願っておりますので、ぜひとも早いこと実現できるよう努力していただきたいと思っております。これで質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 努力してつくれるように頑張ってもらいたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） これで阪本晴良君の質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。20分まで。

午前10時59分休憩

午前11時20分再開

○副議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、3番、岩本修作君の質問を許可いたします。

3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） お昼も近づいてきましたんで、簡潔に質問させていただきますが、答弁はきっちりしていただきたいと思っております。

今回、1点、防犯対策についての質問をさせていただきます。毎回、何回かこの防犯対策については質問をさせていただきましたが、やはり防犯ということは大切だと思いますので、また今回も質問をさせていただきます。

最近はさまざまな事件、事故等が多発をしております。その中でも一番印象に残っているのは川崎市の殺傷事件でございます。何げのないこの日常生活の中で突然に命を奪うというような本当に残酷な事件が起きました。新温泉町ではこういった命を奪うというような事件はまだ起きてはいませんが、この先、いつこのような事件が起こり得るか本当にわかりません。そのためにも、この町の防犯対策というのを本当にきっちりしていただきたいと思っております。その対策の一つといたしまして防犯カメラがあります。それが本当に必要不可欠だと思いますが、子供の通学路の安全、また犯罪の抑止力、行方不

明者対策など、この町が安全で本当に安心して暮らしていく町にするためにも、やはり防犯カメラは必要じゃないかなと思います。

まず最初に、現在、町有施設に何台の防犯カメラが設置をされているのか。また、設置場所をわかれば教えていただきたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 設置場所であります。まず学校であります。浜坂中学校、それから浜坂南小学校、ゆめっこ認定こども園、大庭認定こども園、これは小学校、こども園関係であります。さらに、町有施設ではポケットパーク、湯であります。ここに1台、先ほどは全て1台ずつであります。湯村温泉観光交流センター、薬師湯に3台、それから荒湯に3台、それから浜坂観光協会管理棟、サンビーチに1台、それから道の駅・浜坂の郷に12台、リフレッシュに1台、それから、これは密入国対策として防犯協会のほうの関係で、移動式で海岸に1台、それから浜坂漁協諸寄支所に1台、それから、なぎさ信用組合浜坂であります、ここに1台、以上、そのような状況であります。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 今聞いた中で、小・中、全校がまだ設置はされていないですし、この本庁、総合支所とかも全然設置がされていない。こういった場所というのはやっぱり人が集まるし、子供がいる場所にまだ全校設置がされていないというのは、なかなかこの先どうなのかなと思います。

近年、新温泉町でも空き巣とか、また忍び込みといった被害がふえております。このたび美方警察署管内の刑法犯罪認知状況というのを見ましたら、刑法犯罪の総数は30年の4月末では25件で、31年4月末になると68件とあって、もう倍以上犯罪がふえております。その中の主な刑法犯罪、車上狙いとか忍び込み等というのがありますが、それは30年4月ではまだゼロ件だったんですが、31年4月になると5件ずつまた伸びているわけなんです。そのほかでも空き巣とか、また自転車をとるといった犯罪等も全部ふえていってますし、やはりこの町もどんどん犯罪件数がふえていく中で、町民の皆さんが本当に、果たして安心して暮らしていけるのでしょうかと思います。今後こういった犯罪の被害に町民の方が遭わないようにするためにも、やはりそこは行政が先頭に立って、しっかりとした防犯対策をしていただきたいと思います。

この町も防犯対策の一つとして防犯カメラ設置補助事業というのがありますが、この補助事業なんですが、補助対象者というのが自治区や自主防犯組織ということで、一定の地域で活動を行う地域団体となっております。現在、自治区や、また自主防犯組織ですか、防犯カメラの設置補助事業というのはどのぐらい活用、利用されているのか。3月議会では湯区と桐岡で設置をすると聞きましたが、そのほかでどれぐらいの今まで利活用をされているのか、お聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 申請件数は今年度、湯区から2台出ております。それから、先

ほど言われました、1集落で1カ所、それからポケットパークも1台ということで、合計4カ所、現在申請っていいですか、検討がなされております。（発言する者あり）

町民安全課長から補足をいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 町のほうで県の防犯カメラ設置補助事業の随伴補助ということで29年度から要綱を制定しておりまして、29年度が湯区で1件、30年度が同じく湯区の防犯協会で1件ということで、1件ずつ、29年度と30年度、適用させていただいておりまして、今、町長が申しあげましたように、今年度2つのところで今検討が、相談とか、そういうのを受けているということでございます。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） やっぱり少ないなという印象でありますね。こんだけ犯罪等ふえていく中で、やはり防犯カメラ設置箇所が少ないと思いますし、そういった要望も自治区や組織からも余り上がってきてないということは、やはり防犯対策としてもっと町が率先してやっていかないけないのかなと思います。

また、本当に空き巣や忍び込みといった犯罪もありますが、冒頭にも言わせていただきました川崎市の殺傷事件のような事件が、本当この町でもいつ起こるかわかりません。川崎市の事件では子供の通学時、そういった通学時を狙った犯行ではございましたが、子供の通学時というのは、やはり安全というのは本当に非常に大事なことだと思います。今は保護者の方や、また地域の方が、子供の通学の際に子供たちも見守りをしていただいておりますが、やはり人の目というものには限界があると思いますので、今回、空き巣等の被害が本当に頻繁にあったころ、自分も夕方人けのないところとかを何回か見回りをさせていただいたことがあります、やはり暗くなると人間の目じゃ見づらいですし、その場にずっといて見守るわけでもありません。やはり、仮に犯人が近くにいたとしても隠れていたら見えませんし、こっちが移動した際に逃げられるといった可能性もあると思います。やはり人の目というのは本当に限界があると思うので、そこで防犯カメラを設置をして、家族やまた地域、また警察との連携をとることによって、今後の防犯対策の強化につながるのではないかと思います。

また、先ほど言いましたが、民間の企業や、また町民の方を補助対象にしてはということなんですが、たくさん企業をされている方や、また町民の方が防犯カメラをたくさん設置していただければ、おのずと学校の通学路に防犯カメラというのが設置されるのではないかと思います。できれば、通学路に関しては自治体や民間の方だけに頼るのではなく、やはりそこは行政が率先をして防犯カメラを設置するべきだと思います。こうすることによって本当に町民の皆さんは、この町は本当に町民の安全、また子供の安全を一番に考えてくれているのだなと思っていただけるのではないかと思います、その点、町長の見解はいかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 実は3日前、美方警察の署長が来庁されました。通学路における事件、事故が起きているということで、ぜひ防犯カメラの設置を推進してほしいという御要望であります。町としましても積極的に取り組むということで対応したいと思っております。いろんな事件、事故の解決にこの防犯カメラのやっぱり大活躍が背景にありますし、少しでも安全・安心のまちづくりの一つとして、今後推進を図っていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 町が本当に率先したら、やっぱり町民の方もみんな協力してくれるのではないかなと思います、自治区や防犯協会でも。やはり町が先頭に立ってやっていただきたいと思います。

また、この防犯カメラ同様に、街路灯というのもやっぱり犯罪の抑止力や交通安全対策に対しても必要なものだと思います。しかし、残念ながらこの町は本当に街路灯がなくて、非常に町全体が暗い状態でございます。浜坂の駅前とか湯の荒湯の周辺はまだ街灯があり、そこまでは暗くはないですが、道1本外れると本当に街路灯も少ないですし、もう非常に暗くて、歩いている方や車、また自転車を運転している方にしたら本当に非常に危ないと思います。最近本当に新温泉町もどんどん人口も減り、夜まであいてる店舗も少なくなっております。夜出歩いてる方も余り本当に見かけないようになりましたし、だからそういった状態のときこそ、防犯対策の一環といたしまして街路灯というのは本当に必要ではないかなとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） カメラ同様、防犯灯も非常に重要だと思っております。そういった点で、人が少なくなる、人通りが少なくなる、いろんな事件が起きる可能性もふえると思いますので、防犯灯についても町の状況を見ながら推進を図るようにしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 推進を図るのもいいんですが、町として防犯カメラと街路灯も設置をする方向でいくってことでしょうか。推進じゃなくて設置をされるのでしょうか、今後。そういうことは考えていくってことでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本来、地域の資金、それから町の補助でこれまで防犯灯の設置がなされております。そういった従来との関係もきっちりと精査する中で、防犯灯設置を前向きに進めていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） ということは設置の方向で考えていると、町独自で。それとも、自治区やそういった補助をこっちが見ますよと。あとはどうぞつけてくださいという感じでいまだにおられると。やっぱりそういうのが、今見とっても全然台数も少

ないし要望も少ないわけですので、やはりそこを変えていくには町行政として率先して
いってはどうかというふうに言っていますが、その点はどうでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今、町が全部費用を持って設置ということは考えておりません。
これまで補助事業で対応しておりますので、そういった状況。例えば商工会の街路灯で
あれば商工会に対する補助を出して設置をしているという経過もありますので、そうい
ったところを再度検討させていただきたいと思ひますし、また、本当にここは町が単
独で設置すべきだということもあると思ひます。そういう状況を見ながら、全部町がや
るとすることは無理だと思ひますので、案件によって判断していきたいと思ひておりま
す。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） なかなか本当に予算の関係上、そういった面もあると思
ひますが、本当に街路灯1灯設置するには結構な予算というのが必要だと思ひますし、
しかし、町全体に設置とは言いませんが、先ほど言ひました、学校の通学路になってい
る道路には、せめて設置するべきではないかと思ひます。防犯カメラ同様に、自治体、
本当に町民の方だけに頼るのではなく、やはりまず行政が率先して行い、これ以上限界
だとなったときに、自治区の皆さんや町民の皆さんに協力をしてもらおうというやり方
のほうがいいと思ひますが、再度、町長の見解をお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 例えば県道であれば県の管理下における防犯灯といひますか、
街路灯になってきますし、道路の状況によってそれぞれ条件があると思ひます。そうい
うクリアしなければならん問題もあると思ひますが、積極的に防犯対策に取り組んでい
きたいと思ひております。

○副議長（池田 宜広君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 本当に町をよくするにも何をするにも、本当に町民の皆
さんの町全体の協力をしていかないと何もできないと思ひますが、その前に皆さんに協
力をしてもらうためにも、やはり行政が本当に先頭に立ってやって、その姿を町民の皆
さんに見てもらって理解をしてもらったら、町民の方にお願ひをして協力していただく
という仕方のほうが、本当に皆さんが喜んで協力をしてくれるのではないかと思ひます。

最後に一つだけ言ひてこの質問を終わりたいと思ひますが、以前の一般質問で、この
浜坂駅裏の南線に子供の通学で道路横断をするのに非常に危ないということをお聞かせ
もらひました。そこに信号機を設置をしてはと質問しましたが、そのときの答弁では、
検討する、また信号機の件では要望が多いのでなかなか順番は回ってこないという答弁
でござひました。しかし、その後、信号機を設置してほしいといった場所で死亡事故が
ありました。そうした場合、その後、本当に事故があつた場所にすぐに信号機の設置を
されました。何が言ひたいかと申しますと、そのときの質問でも言ひましたが、いつ事

件、事故が起こるかわかりません。本当に事故が起きてから設置しても遅いというように言いました。今回の質問も一緒だと思いますし、犯罪や事件が起きてから防犯カメラ設置、街路灯設置しても遅いと思います。ぜひ信号機のときのような、同じことの繰り返しにならないようにしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） どっちかという、事が起きた後で手を打つというのがいろいろな事件、事故の後始末となっております。そういったことがならんように先手先手を打つ、そういう方向でやっていきたいと、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（池田 宜広君） これで岩本修作君の質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩いたします。昼食休憩、13時から始めます。

午前11時39分休憩

午後 1時00分再開

○副議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、9番、谷口功君の質問を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 通告に沿って質問をさせていただきます。

まず最初に、組織の見直し・プロジェクトチーム設置、人事異動等、町長が次々に人事にかかわる課題を進められてきているわけですけれども、町長の思いがどこにあったのか、そして、その狙いどおりに進んでいるのか、2カ月経過した現時点でどのように感じていらっしゃるのかお聞かせください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） きのうちも一部申し上げました。組織といいますか、人員体制、組織の見直しによっていろいろな面でいい面、悪い面あるわけですが、基本的には住民目線でどう変わるかというのが一番大事なポイントだと思っております。そういった流れの中、組織の風通し、それからスピード感、責任感、問題意識、こういったものをお互いが共有するというので、常に組織のあり方については見直しを図っていききたい、そんなふうに思っております。今回、この4月以降、おんせん天国室、防災安全室、この2つを設置したわけですが、これについてはこれから少しずつ状況を見ながら効果を、町全体に浸透できるように推進を図っていききたい、そのように考えております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） その住民目線で、職員がお互いに共有をする、何を共有

して住民目線で進めようとするのかというところを、もう少し説明してください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 技術職であれば、経験と色々な技術の積み重ねが必要です。一方で、オールラウンドにおける状況を、町全体を知る中で町民の方々の問題点、問題意識をきっちりと捉えて、そして行政に反映していく、そういった部分もあるわけですが、基本的にはこの公務、行政組織として仕事に対する問題、常に今ある町の課題、こういったものをどう一人一人が考えていくか、そこに尽きると思っております。同じ業務に10年とか20年おると、なかなか見えにくいものもあると思います。変えたほうが良い部門、それから職場配置のしないほうが良い部門、それぞれあるわけですが、極力色々な町の状況を知るためには、一定の年限でローテーションを組んで変えていくというのが、より人を育てるという意味においても、それから色々な町の課題を知るという意味においても、人事異動は必要である、そのように考えております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） きょう、きょうの議論を聞いておましてね、町民の問題意識を全職員が共有をする、それは大事なことですよね。その上で、では行政はその町民の意識を何を課題とするのか、あるいはその課題をどのように実現していくのか、そこで一番その物差し、尺度となるのは一体何なのかということについては、町長はどう考えておられますか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 尺度という非常にはかりにくい、経営であれば売り上げということになるわけですが、こういう行政については尺度というものは非常に見きわめにくい、逆に言えば民意をどう捉えて反映できるかということが尺度の一つ、それは選挙であり、そういったものが一つの尺度にはなってくると思っております。具体的な行政課題に対する尺度というのは、それぞれ受ける側によっても違うわけですが、成功、失敗、その背景にあるのは利用度、町民の満足度であり、そういったコスト、それから満足度、結果論、結果をどう判断するか、そういったところに判断はできるかなと考えております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長と最初に議論を交わしたとき、思い出してほしいんですけどね、私は行政が何よりも大事にしなければならないこととして、町長と議論をしました。それは憲法であり、法律であり、そしてこの町の条例だと。議員から色々な質問たくさん町長に出されます。その都度町長の、それこそ目線であったり、視線というのは、同じことですね、目線も視線も。町長が答弁される論点がくるくる変わっていくんです。それは、外してはならない憲法、法律、条例を土台にして一生懸命担当課長は答弁書をつくるわけですね。法に触れないように、法の範囲内で行政のやるべきことはここだと答弁書には書いているはずなのに、なかなか町長はその答弁書どおりには

答えていない。その都度その都度、だから町長の論理が変わっていくというふうに、きのう、きょうの議論を聞いていて思うんです。私は、やっぱりそこは外してはならないと思うんです。ただ、町長は個人的にはそういうものが嫌いだ、自分の判断で進めていくということをおっしゃられたから、なかなかそこが町長御自身は納得しがたいところではないかと思うんです。しかし、私は行政、公の責任というのはそういうことだと思っていますから、各課長の皆さんも苦勞をしながら答弁書を一生懸命つくっておられると思いますから、やっぱりそこは尊重してもらいたいと思うんですね。

その上で、今回の人事異動で本当に多くの皆さんが動いています。その4月の異動のまず職階別の人数、それから異動数、現在の職員数、さらには昇任、昇格、まさか降格はないと思うんですが、それぞれ人数把握されておればお答えいただきたいんですが。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） まず、職員数であります。平成31年4月1日時点、再任用職員10名を含めて267名となっております。このほかに嘱託職員38名と臨時職員221名を雇用いたしております。次に、4月の異動数ですが、採用と退職の43人を除いて、88人が対象となっております。それから、職階別人数です。行政職で主事級が39人、主査級が30人、係長級が55人、課長補佐級20人、副課長級が16人、課長級が19人となっております。このほかに医師7名、医療技術職が16名、看護職が37名、技能労務職28名、合計が267名となっております。以上であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） あわせてですね、昇任、昇格、降格があれば教えてください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 昇任、昇格については、ちょっと資料がそろっておりません。

課長でわかりますか。（「ちょっと時間が」と呼ぶ者あり）

副議長。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午後1時10分休憩

午後1時10分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 驚くことに係長級以上の、いわゆる役職の方が、今、町長の説明で61.4%、だから主事級、主査級、一番の働き手は4割しかいないと、頭でっかちな構成になっていると。これで通常業務が回るのかなと、逆に言えば役職の皆さんが通常業務もしなければ、本来の役職もこなすことができないという過重な労働環境に置かれているのではありませんか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今年度も退職がかなりありました。来年も再来年も引き続き退職年齢の職員があります。こういった中で、副課長、それから係長級をふやすことによって、この事務事業のバックアップ体制を充実すると、そういう意味もありまして、このような形をとっております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 私は、この3月議会でしたかね、組織見直しの議論のときに、合併で職員が100人減っているということを申し上げました。もうそれだけでも1人当たりの職員の仕事量は大幅にふえていると、そして6割の職員が役職についている。そうすると、本当に1人当たりの仕事が重い上に、役職の皆さんは本来主査、主事級がやらなければならない仕事も、当然のごとく担当しなければ住民サービスに応えることができない、つまりこれまでやっていた業務をこなす人がいないという状況になっているんじゃないんですか。これで本当にオーバーワークになっていない、過労になっていないと言えるんですか、大丈夫なんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 合併後、100人近くが減っているというのはそのとおりです。一定の他市町との定数条例など検討する中、一定の職員の削減にめども立っております。今後、人員削減という流れから人員をきっちりと補充するという対応を考えております。現状、非常に職務の遂行に当たって、大変業務量がふえていると思っておりますので、人員の今後の補充に当たっては、そのようなところを考えた上で職員数の対応をきっちりと配置をしていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） きこのうの議論の中に、例えば企画課長が病気休暇ですか、休職されていると。その決裁の職務を副課長が担当すると。これは、決裁規程から見て、可能なことですか。説明をいただきたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 担当課長がお答えをいたします。

○副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 決裁規程から見て、課長が指名した職員に代決をさせるということになっておりまして、その手続に基づいて、おんせん天国室長が現在代理決裁をしているという状況でございます。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） では、その決裁規程の第17条はどのような理解をしたらいいのでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後 1 時 1 8 分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 17条の解釈でございますけども、第11条から前条までに規定する代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項または緊急を要する事項に限りこれを行うことができるということで、あらかじめ指示を受けた事項という扱いをしているということでございます。それにつきましては、事務分掌の中で企画課長が所掌をしている事務というような考え方を持っておりますし、またその範囲を超える分につきましては、上司の決裁をとるというような形をしております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） そういう理解でいいんですか。つまり限定されたものしか本来決裁はできないというふうに理解をするのが普通の読み取り方ではないんですか。そんな何でも、これからおよそ3カ月お休みになると、そうすると3カ月間に起こる必要な決裁事項は、本来の課長の決裁事項であれば全部できるよというんだったら、17条必要ないじゃないですか。特定のものしかできないよというのがこの17条じゃないんですか。何でもオーケーだっていうんだったら17条なんか必要ないじゃないですか。だから、下級にある者が本来課長の代理決裁をするなんていうことが通常あり得ないことです。上司がやるっていうんだったらわかりますよ。私は、だから今、課長が言われたような理解は、この17条はできないと理解しますよ。いかがですか。

○副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 私どもの解釈といたしましては、あらかじめ指示を受けた事項というのが、企画課長が所掌をしている事務がその指示を受けた事項という解釈をいたしております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） だから条文上、そんなことだったら17条必要性がないと。どんなことも全部できますっていう条文で十分じゃないですか。規制する条例ですよ、これは、17条は。副町長が何か答えないそうですから。

○副議長（池田 宜広君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほど総務課長が申し上げた所掌事務の中で、定例的なものについて基本的には代決をするのかなと。特に重要な事項というものについては当然、あるいは突発的な事項については上司の判断を仰ぐということに、もともと17条の規定にもなっておりますので、その所掌事務の中で重要な案件、そして定例的でないものについては上司の判断を仰ぐということで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 先ほどの答え返ってきたんじゃないんですか。

○副議長（池田 宜広君） 町長、いいですか。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） それでは、先ほどの人事の件についてお答えをさせていただきます。降格はありません。それから課長級に上がった方が5名、副課長級が11名、課長補佐級が10名、それから係長が14名、それから主査・主事級が1名、以上であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） この多くの昇任、昇格というのは何か、町長、意図されたことがあったんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 意図といいますか、経験年数であるとか勤務年限、こういったものを勘案してさせていただいておりますし、退職補充、もちろんそういったところも含めて異動をいたしております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） じゃあ基本的には年数が来ているから昇格させるんだというのが、基本的な考え方ということですか。そうであるなら、先ほどお尋ねをいたしましたけれども、頭でっかちで本当に仕事をする担当の主査や主事、こういうものが極めて少ない状況の中で、通常の業務が回っていくのかということについてはどんなふうに考えておられるのか、あるいは現状はどうなのかということを率直にお聞かせいただきたいと思うんです。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これまで採用抑制ということで、極力採用を抑えてきた結果、議員がおっしゃるとおり、主査級でありますとか、本当の意味で大活躍していただくところが手薄になってるといえると思います。今後そういったところをきっちりと手当てをするように対応したいと考えております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） それは町長、無理なことじゃないんですか。退職者が出れば、その分を補充ということは可能ではあるかもしれませんが、職員定数をそう簡単にふやすことができないんでしょう。どうやって今、町長は、そんな簡単にお答えいただけるのかな。何を根拠にそれは答えていただいているんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 削減一辺倒で来たというのを、削減をやめるという意味でとっていただいたらいいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） じゃあ現在の職員定数はどういう状況にあるんですか。

- 副議長（池田 宜広君） 西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 現在、定数条例に基づく定数とほぼ同じような状況で推移をいたしていると考えております。状況、詳しい内容、担当課長より答弁をさせます。
- 副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。
- 総務課長（井上 弘君） 定数条例では全てを足しますと303人となっております。現在全て足しますと、広域に出とる職員も合わせまして269人ということで、定員の中におさまっているという状況でございます。
- 副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。
- 議員（9番 谷口 功君） ですから、その職員定数を定め、現在269人という人数になぜ絞っているんですかっていうことですよ。行革委員会でこういうふうにするって決めてるんでしょう。
- 副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。
- 総務課長（井上 弘君） 現在、定数条例ではこれだけの人数が要るわけですけども、定員モデルというのがございまして、類似団体の数字、こういったものを参考に、現在の人数になっているという状況でございます。
- 副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。
- 議員（9番 谷口 功君） 一番肝心なことは答えないんですよ。要するに、職員定数これ以上ふやしたら、交付税減らされるという前提があるんでしょう。だから簡単にふやせないんでしょう。これまでふやさなかった理由はそういうことだというふうに答えてきましたよ。何か副町長、違うって手を振ってるけど、答えてください。
- 副議長（池田 宜広君） 西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 副町長がお答えさせていただきます。
- 副議長（池田 宜広君） 田中副町長。
- 副町長（田中 孝幸君） 定員モデルの算定によって交付税の給与費が算出されているということでございまして、上回ったから減らされるというものではないんですけれども、そういった意味で定員モデルを見ながら、ある程度の普通会計ベースの人員を確保していなければ、財源的に厳しくなるということから、定員モデルを基準に一般会計、普通会計ベースの職員数を、目安を定めて採用、あるいは人事配置をしているということになるかと思えます。
- 副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。
- 議員（9番 谷口 功君） じゃあ、うちは何人まで交付税にカウントされない、つまり交付税減らされない、何人までふやせる限界点は何人なんですか。
- 副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。
- 総務課長（井上 弘君） ちょっと記憶で申しわけございません。今の人数がほぼその人数であるように記憶いたしております。
- 副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） そういうことじゃないですか。だから町長、簡単にふやせないんですよ。（「減らさんなん」と呼ぶ者あり）あなた、ふやすって言ったんですよ。

○副議長（池田 宜広君） 指名してからにしてください。

○議員（9番 谷口 功君） 議論ごまかさないうで、ちゃんと答えてくださいよ。どうやってふやすんです。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 削減一辺倒できた、それをやめるという意味であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） だから、結局それは、私は申し上げました、退職者の補充にとどまるんじゃないですかって、先ほど聞いたんですよ。あなた、それでもふやすって答えたんですよ。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 業務に支障がないように、人員の過不足をきっちり判断する中で、職員のあり方については対応をしたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） この場で取り上げるの大変申しわけないんですけどね、町長、きのう——課長が体調不良で休職されたという報告をされました。その理由なり背景なりが掌握されておりますか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君）

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 教育長も体調不良でしたよね。私はね、先ほどから申し上げておりますように、課長であったり、副課長であったり、係長であったりと、役職がつけばつくほど責任は重くなる。その上に通常業務も処理しなければ、回らないほど人員は厳しい状況にあると、それぞれ担当課はね。そういう状況のもとで、そう簡単には職員定数はこれ以上ふやせないということになると、本当に第二、第三の病気療養、休職しなければならないという状況が生まれてきはしないのだろうか。その上に、我々議員もそうですが、公務員という名のつく職業というのは、本当に町民から厳しい目線で常に監視の目にさらされてるんですよ。二重三重の重圧があるんですよ、役職だけではなくて。我々議員も町長も当然選挙で選ばれる人だから、議員も経験されてるし、どんなに厳しいことを町民から言われるか、どんなに厳しい町民目線の監視の目を感じながら日々職務をこなし、日常生活を送っているかと。そのことに対する配慮というのは、町長、されているんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 私が配慮するかという、そういう問題にしてはならないと思っております。私というよりは、病気になる原因っていろいろあると思います。それをなった場合に、どうこうカバーできるかという、そういう一人一人に対する対応、午前中も御意見あったんですけど、それを気づく人、最も近くにおる人がまず気づいて、家族なり、それから職場の同僚なり、そういう中で、いろんな案件が町長には上がってくるわけですね。そこでやはり問題解決にどうつなげていくかということで、例えば日常、できるだけ職員の顔を見る、挨拶する、ちょっとおかしいなとか、挨拶がないなとか、暗いなとか、いろんな状況があると思うんですけど、そういった中で、自分の行動を決めているというのが実態であります。これまでもかなり休みが多い職員さんには話をして、現状を聞く中でどうだというふうなこともやってきております。これは、町長一人というよりは町職員全体でみんなを働きやすい職場にどう変えていくか、全体の力の問題でもあると考えております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長のおっしゃりたいことわからないわけではないです。しかし、人事権は町長にしかないんですね。町長が、この間組織の見直し、あるいはプロジェクトチームの設置、そして88人という多数の人事異動というようなことをされて、そのことによるプレッシャーというのは極めて大きいものがあると私は判断します。例えばメンタルヘルスについて、どのような認識をお持ちですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） メンタルヘルス対応や予防の対策であります。この予防と解決への対策について、現在2人の職員が病気休暇中であります。近年のメンタル不調による休暇の取得は一月当たり1人から2人で推移しているという状況があります。本町におけるメンタルヘルス対策としては、ストレスチェックを全職員対象に毎年実施しております。強制ではないものの極力検査を受けていただくという方針のもと、去年は全体の約95%の職員に受けていただいております。

ストレスチェックの目的として、まず自身のストレスの度合いを知ることにあります。もし高ストレスの状態であれば、医療機関等へ受診するきっかけとなり、必要に応じて産業医による個別相談についても対応することといたしております。また、不調となった場合の対応として、復帰が可能な状態まで回復したとき、試し出勤を約1カ月かけて実施することとなっております。試し出勤を経て復帰が見込まれる状態であっても、本人、主治医、産業医、職場の受け入れ体制の四者の認識が同じであることを確認した上で復帰させるなど、休暇中の職員が復帰後すぐに不調を来すことがないように、慎重な対応を心がけるようにいたしております。また、安全衛生委員会におきまして、定期的に年4回程度開催し、職場内における課題、問題点などを改善すべき協議することといたしております。以上であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） じゃあ、そこで出てきました安全管理者、それから安全管理衛生委員会、それから産業医、それぞれ教えてください。どういう構成なのか、委員会はどういう構成なのか。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時38分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開いたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 田中副町長がお答えをいたします。

○副議長（池田 宜広君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 安全委員会の委員長については私でございまして、産業医が昨年度は浜辺先生に、その状況に応じて御相談をさせていただいてるという状況でございます。また、課につきましては、担当課については総務課、健康福祉課等で、該当する職員がおればその担当課などにも出席をしていただいているという状況でございます。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 組合代表は出てないんですか。

○副議長（池田 宜広君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 組合代表の方にも出ていただいていると思います。済みません。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 年4回開かれているということですね。そういう内容が全職員にきちんと伝えられているのでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 担当課長がお答えをいたします。

○副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 全職員に伝わってるかどうかということは、ちょっと確認をいたしております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 何よりも共有するってことが一番大事じゃないんですか。なおかつ、休職をした人が再度職場に帰ってくるという場合の対応などは、本当に情報を共有していなければ、つまりこのメンタルヘルスを原因として休職をしているという人たちが、本当に職場復帰するっていうのをどんなにハードルが高いかということです。ですから、きちんとそういう状況を確認をしておくということでなければ、再発するという可能性が極めて高いという問題です。

どうして心の健康を害するかという大きな要因として、ハラスメントが取り上げられ

ているんですね。ハラスメント防止法がつくられていると。そのパワハラの中に、例えば業務上の必要性、パワハラと該当する内容に、仕事上必要性がある、または健全な職場環境を維持するために必要なこと、これを起こさないためには指導を援助するという側に立たなければ、つまり人事異動で機械的に、あなたはこの職務に当たっていただきますと、いきなり通知書が渡されると。本当は自分はこういう仕事がやりたいということを思っている人に対してそういうことがあった場合には、それがハラスメントとして機能すると、メンタルヘルスの症状があらわれるという場合があります。厚生労働省は示しています。ですから、こんなことが何で問題になるのっていうようなことも本当によく注意して実施しなければ、限られた環境の中で、環境が大きく変わることになれば、それは受け手によってはハラスメントとなり、心の病に侵されるということになりかねないと。だから、そういうことも含めてきちんと共有すると。だから、町長、その先頭に立つのが最高責任者である町長だと、衛生管理者だけではないと、産業医だけではないということです。町長がどういう視点に立つかと、本当にハラスメントがどういうことがハラスメントに当たるのかということを一生涯懸命探し当てなければ、感覚的には通常行っている会話だけで、それがハラスメントだと感ずる人がいるという前提に立っていなければ、受け手にとっては大きな障害になるということです。そういう認識があるかどうかということ、まず、町長御自身どうですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 同じ言葉を投げかけても、とる側の状況、とる人によってパワハラ、そういうことも十分あると思います。言葉の一つ一つの重みというものをしっかりと自分自身が判断して使わなければならないと思っておりますし、人事配置にしましても、今、議員がおっしゃるとおり、やはり一人一人の思いがどこにあるか、そういったものをしっかりと酌み取れるようにやっていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） ついでにと言っては失礼なんですけど、この人事異動で、これまでの組織図、あるいは事務分掌を見ていると、ささゆりの事務長というのは病院事務長が兼務をしているというポストだったと思うんです。これは一体どういう根拠でそういう異動ができたんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 根拠といいますか、ささゆりにおける事業の仕事、役割の重要性ということで配置をいたしております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 当然重要な職務だ、あるいは病院事務長がオーバーワークだということは理解できます。しかし、これまで病院事務長がささゆりの事務長兼務という位置づけになっていたことが、どこでどういうふうになささゆり事務長を、独立させるという言い方おかしいですが、独立したポストになったのか、そしてその事務分掌

は一体何なのか、それがどこに示されているのか教えてください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 背景には、浜坂病院の経営といいますか、病院の運営の見直し、これまでのあり方から大幅に見直して、より利便性、それから収益性も含めて強力に見直していこう、そういった中で事務長の業務がどんどんどんどんふえておりました。そのささゆりとの兼務という激務に対応する、そういった側面もありました。そういったことで2つに、ささゆりと別個にするということで、より病院業務の推進に頑張りたい、そういう流れであります。事務分掌上のあり方については担当課長がお答えをいたします。

○副議長（池田 宜広君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 済みません。調べるのにしばらくお時間をいただきたいと思えます。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩をします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○副議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 病院設置条例、それからささゆり、老健施設の設置条例を確認したところでございますが、その部分に事務長という文言、位置づけはございませんが、従来から決裁規程の中に病院事務長の位置づけがございます。このたび4月にささゆり事務長をつくったときに、この決裁規程を見直しまして、病院事務長の専決事項のところ、病院を取り除いて、ささゆり事務長、病院事務長、どちらも同じ決裁権限を持たせるように決裁規程の見直しをしてるところでございます。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） そうすると職務、事務分掌が何なのかはわからないポストをつくって、そこに人事異動をしたと。つまり何の仕事もないポストに人を動かしたということになるわけですね。そんなことが許されるのかということも含めて組織のあり方について、私は慎重にやるべきだということを繰り返し申し上げておりますので、そのことに尽きるわけです。メンタルヘルスとハラスメントについては、本当に厚生労働省を初め、各国の機関が嚴重に処理をすること、対応をすることについて通知なり、きれいなパンフレットもたくさんつくっています。それを読むだけでも大変なことですので、本来労働安全委員会は月1回法律ではやんなさいって書いてありますね。年4回しかやってないとか、何か実際は年1回しかやってないとかということがあつたから、そういうこともきちんと法律どおりにやるという前提で、これ以上労働災害を生まないということを、それこそ町長、共有していただきたいと思うんです。いかがです

か。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 心の病も含めて、仕事の過重であるとか、いろんな面で職員がパワハラ、それからいろんな鬱も含めて精神的な病に陥らないよう、いろんな制度を、それからいろんな仕事のあり方も含めてきっちりと対応できるように今後やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 次に、民間事業者による巨大風力発電事業計画に対して、町長が要らないと明確に宣言せよということを、私が言ってるんじゃないで、井戸県知事がおっしゃってるんですね。4月15日の知事と県内の市町長が一堂に会して政策を語り合ったと、その場で西村町長がみずから報告された、知事に対して反対の協力支援を要請した、そしたら井戸知事が、県も反対だ、要らないと明確に町が宣言すべき、県としてもスクラムを組むと助言をしたと報道があります。ですから、町長は誰はばかることなく、堂々とこの事業には反対だと明確に宣言をしてもらいたい。町広報に賛成だか反対だかわからないような町長のコメントを載せていらっしゃるわけだけれど、繰り返しあちこちで反対だということはおっしゃっていて、豊岡市長も、あるいは但馬の区長会長も反対だと、地元は頑張れと応援してくれているというようなことも伝え聞いております。ですから、町長、本当にもう少し反対だと言うんなら、どうして反対なのかということも含めて明確にするべきだと、知事がおっしゃってるんですが、いかがですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 知事もそうやってバックアップするということをおっしゃっていただいております。改めて議会のこういった場もおかりしながら、ノーということを宣言したいと思っておりますし、これまでからのテレビ報道、新聞報道も含めて、町広報も含めて、改めて反対の姿勢を鮮明に打ち出していきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） でね、町長、繰り返し反対反対ということをおっしゃってるんだけど、じゃあなぜ反対なんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） なぜ反対ということは、これまでの議会の中で何度も申しております。町の自然環境を初め、いろんな日本遺産、農業遺産、こういったすばらしい自然や農業の仕組み、こういったものが背景にありますし、それから温泉、こういった温泉を守りたい、景観を守りたい、こういったことが反対の基本的なスタンスであります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長、私ね、ちょうど1年前のこの6月議会で風力発電反対しようという提案をして、町長も反対するとお答えいただいた。その議会で、

具体的に法律に基づいて、例えば町長が自然破壊反対だとおっしゃる、それはどういう法律で守ることができるのか、そういう根拠も含めて、この区域にはこういう法律の網がかかっていますとか、あるいは水源涵養林があります、保安林があります、こういうものを含めて全部町民に示しましょうということを提起をしました。町長はわかりましたということを繰り返し答えていただいています。しかし、いまだにそういうものが、町民の皆さんが目にする形で出てきていません。結局町長の反対というのは口先だけかいなど。だから、その根拠をきちんと町長は町民の意識を共有することが大事だとおっしゃった、それを先導する仕事があるあなたの最も大事な役割じゃないんですか。だったら約束した、示しますというものを、本当に示してくださいよ。そうしないと、地権者に進言するということおっしゃったけど、地権者の皆さんもなぜ反対しなければならないか、本当に自分の気持ちに心から理解ができる、同意ができるという状況に行かないじゃないですか。説得する最大の武器を、根拠を示すことですよ、町長、いかがですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 法律的な側面も、もちろんあるわけでありまして。それはきっちり今後打ち出していきたいと思っておりますし、よりわかりやすい住民説明の中で反対の根拠、それから反対のいろんな町の現状も踏まえた上で、よりわかりやすい反対表明をしていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 1年間言い続けてきましたから、ぜひもうこれ以上言わせないでくださいということを申し上げておきます。

私たちが町長にだけ求めているのではなくて、これまでさまざまな努力をしてまいりました。例えば経産省に直接、大阪にある経産局にも申し入れに行きました。東京にも行きました。そしてシンポジウムを開きました。学習会も開いてきました。こういうふうに私たちがひとりよがりの反対論を述べているのではなくて、できるだけ広く町民の皆さんと共有をできる、情報の共有ができる。そして、なおかつ許認可権を持っている国の経産大臣にもきちんと申し入れをする。あるいは、国会でも初めてこの問題を、新温泉町という地名を出して質問もしてもらいました。そういう形で、できる限りの努力を私たちが続けてきました。しかし、最も手を抜いているのが、町長、行政じゃないんですか、町長じゃないんですか。いかがですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 共産党の方々のこれまでの活動、本当に頭が下がる思いであります。そういった活動実績もありますし、改めて町の鮮明な反対の意思を、国、県も含めて訴えていくようにしたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） もちろん共産党の国会議員は共産党ですけどね、私たちは、この地域では共産党単独ではなくて、さまざまな町民の皆さんと力を合わせてこの

運動は進めるべきだという立場で取り組んでいますから、誤解なきようお願いをします。協力をさせていただいてる方やその他の皆さんに誤解を与えますので、ちょっと訂正をしてもらいたいと思うんです。

それから、町長、本当に町長、具体的に示すなら、私たちがやっているような、例えば兵庫の野鳥の会の代表の方を招いて、町長、豊かな自然を壊されると、じゃあこの地域にはどんな豊かな自然があるのか、学ぼうと思えば本当にたくさん専門家いらっしゃいますよ。この町内にも植物の専門家もいらっしゃいますし、あるいは野鳥に関する調査を続けていらっしゃる方もあるし、大型動物の研究をされている方も兵庫県内にはたくさんいらっしゃる。つまり兵庫県の地形が本当に豊かな豊富な自然が残されている地域、そして、特に但馬地域というのは、研究したい人にとってはもう研究の宝庫だと、こんないいところはないんだとおっしゃるぐらい豊かな自然が残されている、その一角に巨大な風車を建てようということですから、そういう町民の皆さんと共有すべき情報を町長が示すということと同時に、そういう学習会であるとか、あるいは町長を挙げて反対運動をするとおっしゃるなら、やっぱり町民決起集会をすることか、そういう具体的な行動で町長の姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 学習会、それから決起集会であります。今後前向きに検討したいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 大分時間消費しましたので、次に行きます。

国保税を大幅に引き下げてくださいということですが、そもそもこの国民健康保険とはどういう制度であるか、概要を説明してください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 制度の概要です。国民健康保険とは、病気やけがをした場合に、安心して医療を受けることができるよう、加入者がふだんから保険税を納め、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度であります。国民健康保険は全ての人何らかの医療保険に加入することとなっている我が国の国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しています。以上であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長、一番肝心なことが欠落しているんですね。国保の税額が定まりました。通知しますという文書を送付していただきます。必ず裏面に、そもそも国保とは何かということが刷り込まれています。それも読んでみると、一番肝心かなめなことが欠落している、つまり社会保障制度だということが欠落してるんです。つまり保険制度で相互に保険税を払う、そのことによって医療が3割負担で賄えますよという相互支援の制度だと一生懸命国は今すり込もうとしてるんです。それを行政もオウム返しで、そういう説明を繰り返します。しかし、根幹は社会保障制度だと、全ての

国民がどんなに貧しくても医療が受けられる、つまり憲法25条をどのように実践するのか、保障するのかという具体化の一環として国民健康保険制度が確立されてるんです。ぜひ歴史にさかのぼってこの制度を見詰め直してもらいたい、どうあるべきかということ。その前提に立って、社会保障制度である保険制度に、高く払えない、何でこんなに高いんだと、町民の多くの皆さんから声が上げられるのはなぜなのか、国保世帯の平均所得、町長御存じですか、町民の国保世帯の平均所得。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 昨年調べました。約10万円ちょっとだったと、月収で10万円ちょっとだったと思います。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 正式には私もまだ回答いただいてないんですけど、耳打ちされる大体のベースは100万円を切っていると、年間所得。そういう人が一体どれだけ高い保険税を払っているのかということなんです。だから、私は今回思い切って、町長がこれまでから削減しますよということをおっしゃってますからね。この3年ぐらい基金を取り崩して国保税下げますと言って、予算もそういう予算を組んでいます。ところが、医療費がそんなにかからなくて、基金取り崩さなくても約束をしたといえますか、予算で定めた税額を下げる事ができている。だから、県下でも指折りの国保税が安い町になっているわけですが、しかし、ここで私は思い切って、本当に決算ベースで4,500万円ほどことしも繰り入れができるという状況であるのかな。ですから、思い切って前年度の繰り入れ分プラス基金を取り崩して、思い切った税額を引き下げる施策をとってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、町の国保税が1人当たり、平成29年度8万945円となっております。県下41市町のうち38番目ということで、安いほうから4番目という形となっております。国保の基金も約3億円超あるようであります。今年度、令和元年度も取り崩しを予定いたしております。引き続き保険税の引き下げをやっていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） ぜひ思い切って引き下げをしてもらいたいと思います。

次に、クリーンパーク北但、ここであってはならない重大な労働災害が発生をして、残念ながら作業員の死亡事故ということになりました。私は、新聞でそのことを拝見して本当に驚きましたし、我々のごみを処理する施設で死亡事故が発生したと、本当に残念でなりません。どうしてこのような重大事故が発生したのか、経緯について説明いただきたいと思います。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） まず、北但行政事務組合の説明による原因として考えられるの

は、一つに危険な作業にもかかわらず現場で一人作業を行い、そのまま行ったこと。事前の打ち合わせをした上で、灰の上には絶対に乗らないよう指示されていたにもかかわらず、それを破って灰の上に登り、安全帯を手すりにかけずに作業を行った。この2点が直接の事故発生の原因であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 概要ですから、それも概要ですね。しかし、それではちょっと何のことかわかりませんので、もう少し説明をしていただいけませんか。私はこういう資料を持っております。つまりこれ簡単な概要の図面ですけど、これに基づいて、どこでどういう作業をして、なぜこういうことに、死亡事故になったのかちょっと説明してください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 詳しい説明、担当課長からさせていただきます。

○副議長（池田 宜広君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） それでは、まず施設の状況、方式なんですけれども、まず受け入れ供給設備といたしましては、ピットアンドクレーン方式ということで、下のピットに落としてクレーンでつり上げて、それがまず受け入れの第1段階でございます。そのつるしたごみを次に焼却炉のほうで、ストーカという格子状のベルトコンベアみたいなものが前後に動いて、空気と攪拌することによってごみの燃焼効率を上げるということで、ストーカが3段階あります。乾燥ストーカが第1段階、第2段階が燃焼ストーカ、第3段階が後燃焼のストーカということで、ここをくぐって灰シュートから灰が下に落ちていくということで、その灰出し設備につきましても、方式といたしましてはピットアンドクレーン方式ということで、下のピットに落ちたものをクレーンでまたさらにしていくというふうな、まず施設の処理の概要がございます。

今回は、定期作業の中でストーカの第3段階の灰のシュートの直前のところで、そこから見ますと、下50センチぐらいのところに灰が詰まった状態、これはブリッジということで、ブリッジができてたということで、これを塊を処理するために3人の作業員が処理をしていたんですけれども、その3人が棒で突くような作業をしとったんですけれども、これでは処理ができないという判断の中で、2人が別の方法を考えるということでその場を離れたということで、先ほど町長が申し上げた直接的な原因で、1人が作業したというのは、1人が残ったということでございます。その段階で、町長が2番目に言いました、乗ってはいけないと指示があったんですが、その灰の上に乗ってしまったということで、その灰が、ブロックが崩れて約7メートル下の灰出しの冷却装置のほうに転落をして、鼻まで埋まってしまったということでございます。ということで、落ちてから約20分間ぐらいの間に救出の作業に当たったわけなんですけれども、その中間的などこでは救出ができないというふうなことで、一番下の11メートルぐらいの下のマンホールから救出をしたというのが20分後ぐらいということでございます。そこか

ら救急車が来て、病院に搬送いたしました。12時ぐらいに死亡が確認されたということでございます。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） この亡くなった労働者というのは、どういう組織体系の中の人ですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 北但行政事務組合の説明によると、定期整備工事の二次請負者であり、K、M、S、エンジニア・サービス株式会社の作業員であるということになります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 先ほど課長が説明いただいた、この乗ってはいけない主灰シュートの上に乗って、棒で突いている作業をしていると。定期点検ですから、今回初めてではないと思うんですね。こういう危険な作業を、本当にブリッジができて、それを壊すために、落とすために灰の上に乗ったんだと、今回初めて乗ったのかどうか、これまで事故起こってないからわかりませんよ。しかし、救出されたのは11メートル下、落下地点は7メートル下で、本来この主灰シュートにこんなブリッジができたり、灰が詰まったりするはずがないという前提で、こういう装置が設置されていたんではないんですか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このようなケースは、説明した業者によると初めてであるということでありました。構造上も想定をしていなかったということでありました。今後の対応につきましては、作業のあり方、作業手順のあり方、それから構造の見直し、上部分の見直し、そういったものを考えていきたいということになります。以上であります。

○副議長（池田 宜広君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 私、ちょうどこの施設を建設する時期の北但の議員で出ておりましたので、この装置の設計について、私たちは設計図書を全部公開しなさいと、情報公開請求までしたんですが、これは著作権があるということで、とうとう真っ黒塗りの資料しか出してもらえなかったんですね。こういう田井のクリーンセンターでは絶対起こり得ないような事故が北但の施設では起こっているわけですね。ですから、あのときの私たちが情報公開を求めて、いろいろできる限りの情報開示を求めたんですが、とうとう議論できないままでき上がってこういう事故が起こったと。それだけに、二次下請だから何か管理責任が回避されるかのような、まるで人ごとのような扱いであるわけですけど、いわば町の職員が1人亡くなったと、現業職員が1人亡くなったと同じ意味の事故ですよ、これ。だから、本当に何が原因なのか、どこが問題だったのか、設計に問題があったのか、明確に究明をして、きちんと住民に知らせるべきです。そして、こうすることによって二度とこういう事故は起こさないんだということを明確にするの

が行政の責任ではないんですか。

まるで、下請業者の責任であるかのような扱いじゃないんですか。北但議会で議論があったようですが、その内容についても余りマスコミも報道はしておりません。この重大性、労働災害が起きているにもかかわらず、大きな問題にならないこと自体が私は問題だと思うんです。しかも二次下請の作業員は、聞くところによれば、死体を引き取る家族もあらわれてこないというような状況があるということも聞いています。まさしくあの原発の労働者と同じように、ダイオキシンが発生しているから防護服を着て作業をする、宇宙服のような防護服を着て、そして、この主灰シュートというのは、幅は長いんですけど、縦は75センチしかない、防護服を着て体格のいい人だったといいますから、身動きがとれない、落ちてしまえば。だから、主灰シュートの一番下、7メートル下では救出できなくて、一番下の11メートル下のマンホールまで落下させて救出をしたと、救出にも手間取ったというようなことがあるわけです。本当に危険な作業を下請にやらせて、孫請にやらせて、責任は下請ですよと、これはあんまりじゃないですか。町長、責任感じられませんか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 故人の過失ということにしないために、今後どうするかということは非常に大事だと思っております。構造的な問題も含めて、北但行政組合の中におきましても改めてこの事件を教訓として、今後二度と起きないようにすることはもちろんですし、作業のあり方、この処理場の管理のあり方も含めて、そういった二次業者がただ単に犠牲になるということはないように、管理者ともども連携をとって、今後の対応をきっちりしたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 谷口議員、残時間がもうわずかですので整理をしてください。9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） ぜひ徹底的な原因の究明、あるいは構造上の問題があったんなら、やっぱりそれも明確にして、住民にまずは、本当になぜこんな事故が起こったのかという原因をきちんと説明した上で、再度起こさないということを徹底してもらいたいということを申し上げて終わります。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 一人の命が失われたということで、本当に残念な事件でありました。こういったことは二度と起きないように、管理者ともども連携をとる中で対応を今後十分にやっていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） これで谷口功君の質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。45分まで。

午後2時32分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○副議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、6 番、中井次郎君の質問を許可いたします。

6 番、中井次郎君。

○議員（6 番 中井 次郎君） それでは、4 点にわたり質問をさせていただきます。

クリーンパーク北但における労災事故であります。4 月 2 2 日、クリーンパーク北但で設備の保守をしていた男性作業員が転落し、搬送先の病院で死亡されました。本当に痛恨の思いであります。この問題について、先ほども同僚議員がありましたけども、労災死亡に至った責任、この責任は株式会社タクマにあり、北但事務組合には責任はないのでしょうか。私も 5 月 2 9 日の北但広域事務組合臨時会を傍聴させていただきました。そこのやりとりを聞いてとって大変残念に思ったのは、それこそ北但行政事務組合には責任はないと、要はタクマのほうに運営会社といいますか、そこにあるんだというような議論が交わされました。極めて私は残念なことだなと思います。この施設自体が公設民営になっております。そういった点では設置者としての一つは管理監督、そういうことについて責任は逃れれないと思うのでありますけど、その点はどうお考えでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 北但行政事務組合の説明を御報告させていただきます。運営事業者であるほくたんハイトラスト株式会社と北但ごみ処理施設整備・運営事業運営業務委託契約書を交わしており、その第 9 条第 3 項では、受託者、ほくたんハイトラスト株式会社であります。委託業務の各業務を第三者に委託する場合、第三者への委託は全て受託者の責任、つまりほくたんハイトラストであります。の責任において行うものとし、委託業務に関して、受託者またはその受託者を使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとなっております。つまり本件の場合、運営事業者である受託者、ほくたんハイトラスト株式会社が年に 1 回の定期点検整備を第三者に委託したものであり、北但行政事務組合には直接的責任はないものと考えている。このような説明がありました。

○副議長（池田 宜広君） 6 番、中井次郎君。

○議員（6 番 中井 次郎君） 議場ではそのような話もございました。突き放した言い方になりますけども、亡くなられた方に対して、私も含めて黙禱をささげたくんですけども、本当に突き放した言い方すれば、今のお話であればそのようなことも本来は必要はないということになるんですけども、その点はどう思われますか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この原因の中に、今回このような痛ましい事故が発生したことから、北但行政事務組合としては発注者であるほくたんハイトラスト株式会社、元請者、株式会社タクマ、それから一次請負者、O E S アクアフォーコ株式会社で、今回の事故の二次請負者、K, M, S, エンジニア・サービス株式会社、それぞれに何がしかの責

任があると考えていますが、事前の作業打ち合わせで灰の上には絶対に乗らないよう指示されたにもかかわらず、それを破って灰の上に乗り、しかも安全帯を手すりにつけずに作業を行ったわけであり、その作業をされた被災者自身にも責任があるとしておりまして、いかにも被災者が悪いというふうな書き方になっておりまして、これは決して被災者、こういう報告書を見て少し議員が言われたように、全て被災者が悪いような報告書になっているような感じがして残念な面があります。やはり監督者としての責任も当然あると。これをタクマ、ほくたんハイトラストにおっかぶせているというのが現状ではないかなということで、少し設置者としての責任も私はあるのではないかと考えております。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 一応お聞きします。それから、事故が起こったのは4月22日ではありますが、臨時議会が開かれたのが5月29日と、この間に1カ月と1週間ですか。これだけの期間があいております。本来はこういう事故が起これば、当然そういう議会が即やられて当たり前だと思います。こういう姿勢がこれまでから北但事務組合自体がなかなかこういうことについてオープンで議論するとか、報告するとか、そういうことがなかなかされていない、そういう向きの感じを私は受けるんですけども、その点はどのように思われますか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 非常に対応、その後の議会報告など遅かったと思っております。実は事故が起きた当日、僕も東京に行っただけなんですけど、急遽帰ってきたら、一人で現場に行って、夜9時ごろだったんですけど、現場の説明をしていただきました。警察も来ておりましたし、現場も見ついで、詳しい説明をしていただきました。

議員が言われたとおり、本当にもっともっとスピーディーなその後の対応があってもよかったということを感じております。当町から派遣したといいますか、当町から働いている職員かなと思って心配して行ってきたんですけど、ちょっと亡くなられた方には本当に申しわけないと思っておりますし、一方で当町の職員以外の方というところもあって、気持ちの上ではちょっと安心した面もあったんですけど、そういう状況であります。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ぜひ、こういう事故に限らず、その都度臨時議会を開いて、当然公開の場所で議論をするとか、やっぱりそれがこの北但の第一の仕事だと思うんです。ぜひ副管理者としてそういう機会もあるでしょうから、迅速な対応を、まず住民の方たちにも原因なり概要を知らせるということをぜひ心がけてほしいと思います。

それで、私はびっくりしたのは、炉の中に入って灰の詰まりを取り除く作業、これほど近代的な設備であるにもかかわらず、なぜそんなことが当たり前のごとくやられておったのか、これは今回だけでしょうか、いわゆる詰まりがあったのは。その点答えてい

ただきたい。それから、私はこの構造上の問題があるのではないかと。いわば本当に主灰シュートですか、そこの中で詰まると。先ほどもありましたけど、極めて間口が狭いようなところで、もう労働者の方が亡くなってますから、なぜそういう行動をとったのか、いわゆる安全フックもかけずに、手すりに、要はブリッジ、塊のところにぼんと乗って棒でつつくと、こういう作業をやってると。私が不思議に思ったのは、これほど近代的な機械であるにもかかわらず、なぜそんなことをやっておったのかなど。その点についてわかる点があれば教えてください。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 北但行政事務組合の説明では、考えられる原因として、水管清掃時に下にある焼却灰冷却装置内部に清掃灰をためた、貯留したため、焼却灰シュート内部で圧縮固化し、清掃灰がブリッジしてしまったためではないかということであります。問題は、議員がおっしゃるとおり、何でそこにブリッジするか、固まるかというのが問題だと思いますし、それについては今回初めての事件、事故で判明したということで、今後見直しをするということでありました。そういうことで、この構造的な問題があるということは今回の事故で明らかになったと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 当局から北但の議員宛てに郵送された文書の概要を読みますと、指定原因及び再発防止策、原因①、焼却灰冷却装置での清掃灰の閉塞、いわゆるブリッジの発生、これに対して再発防止対策として、ボイラー、水管清掃作業中は常時清掃灰の排出を実施、焼却灰冷却装置運転する等の対策により焼却灰冷却装置及び主灰シュート内部に清掃灰をためないようにすると。それから、原因の②ブリッジ解消作業の安全作業手順の不備、再発防止対策、主灰シュートにマンホール及び清掃用管台を設置し、万が一ブリッジが発生しても焼却炉内上入ることなく、外部からの灰の除去が可能になるように改良すると。それから、原因③の単独、1人作業の実施、これが3番目の原因だと。再発防止対策として1人で作業することはもう厳禁すると、こうなるとるわけですけども、要はこのブリッジが発生しないようにするとか、それから詰まらないようにする、こういったことについて、いわゆる外部からの灰の除去が可能になるように改良すると。相当これ大きな改良になると思うんですけども、こういったことは今後きちっとやられるようになるんでしょうか。その点お尋ねいたします。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 二度とこの事故が、同じような事故が起きないように副管理者の立場として、今後指導といいますか、監督をしていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ぜひこのような事故が起きないように、例えば不幸に起きても、それを早く原因究明、それから対象する町民なり市民に周知徹底をすると、そういう姿勢を忘れないようにしていただきたいと思っております。

次に移ります。巨大風力発電の問題であります。これについては、町民の方の関心は極めて高いものであります。今、風車はどうなってるかということをよく聞かれるわけでありまして。やっぱりこれについては、熊谷地区に入ればわかるとおり2枚の看板、反対、要らない、この看板が2つあるわけです。それから、町長も出られましたけども、テレビでの放映、こういうこともございます。こういう中で、新温泉巨大風力発電問題を考える会では、5月17日に日本野鳥の会ひょうごの方を講師に学習会を行ったところであります。昨年3月より調査し、78種類の野鳥が生息していることがわかったそうでありまして。写真とそれから鳴き声、これがスクリーンにも映し出されました。極めて野鳥の宝庫です。このまま調査を続けると90を超えるだろうと、講師の方は言っておられました。これだけ野鳥がおるということは餌が極めて豊かで、食物連鎖をきちっとやられてるといことが背景にあると。そして、もしこの巨大な風車が建てられたら、餌をとりに野鳥が飛べないことになる、ということになるわけです。したがって、本当に風車を建てることで、野鳥も豊かな自然もなくなってしまうということをおられました。私もそのとおりだと思います。

そういう中で、私は今後、町当局も含めて、県も反対だという姿勢ですから、この開発を制限するような条例ができないもんかと。何ぼ以上なら何ぼ以上のもう開発はだめですよ。そこには当然保安林だとか土砂の流出を防ぐようなあれだとか、法律が結構あるわけですし、そういったところを一度一つは検討するべきではないかと。先ほど学習会などのこともありましたけども、決起集会もありました。学習会なら、ぜひそういう専門家を招いてもう一度、当日も都合悪くて行けなかったという方たちもおられますので、ぜひ大がかりにやっていただくとか、そういうことで皆さんのこの地域に対する認識を新たにさせていただくというところ辺りも大事な問題ではないかなと思います。ぜひその点をお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 条例設置にはちょっと研究して、できれば前向きに取り組みたいです。それから、さっきの谷口議員の意見にもありました学習会、決起大会、こういったものも含めて前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 次に、通学路の安全、歩道の改良を進めるべきだということで申し上げます。これは、町当局を通じて国交省に求めることであります。国道9号の出合橋側道橋が完成をし、地域も生徒さんたちも極めて渡りやすいということで、幅が3メートルですから、横に並んで話をしながら渡ることができるわけです。側道橋から夢が丘中学校までの歩道拡幅も、長年地域や学校から要望してきたことであります。調べてみますと、今現在の歩道の幅、1メートル23センチから1メートル40センチと、こういう幅であります。歩行者の方が2列で歩くことはできないと。一番混む時間帯は朝の7時20分から7時50分と、小学生、中学生については自転車を押してくる

子もおります。それから浜高に通う高校生の方がおられます。これは自転車通学であります。そして、通勤客も結構な数通られます。歩行者と自転車は並んで通ることはできませんので、勢い中学生とか高校生の皆さんが国道にはみ出して歩行者を避けるということに、そういう姿がよく見えるんです。大変危ないことだと思います。国交省のどんな取り組みを今しておられるのか、緊急を要する状態だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現状をお答えいたします。国土交通省では、この4月に出合橋の側道橋は完成し、御質問の箇所の工事を進めるべく事業を継続していただいております。今年度は用地取得に向けて調査を予定しており、調査結果がまとまれば全体の事業費等も固まってくると。それに基づき令和2年度以降、用地取得等に取りかかる予定と聞いております。事業予算が確定しないと具体的なスケジュールは決まらないという状況であります。町としても早期に工事着手、完成するよう、引き続き国交省、近畿地方整備局へ強く要望するとともに、事業推進に協力したいと考えております。以上であります。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 国交省の取り組みは、一応これからのことですからわかりましたけども、現状をどのような認識されておられますか。ああいう歩道とも言えない幅のところを歩くなり自転車なり、歩行者らが通ると、こういう実態はきちっと見ておられますか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現状、夢が丘中学校長、それから中井議員も含めて、毎朝あそこに立っておられます。非常に浜高の自転車通学、それから小学生はバスでおりにくるんですけど、その後の小学校への通学路、それから出合橋から夢中までの本当に狭い状況、交錯して非常に危険な状況が毎日続いております。早急にする必要があると思いますが、現状としてガソリンスタンドがあるということで、そこの交渉が非常に一つのおくれている原因ではないかと聞いております。国交省とも速やかにスムーズな補償問題が片づくようお願いしているような、そんな状況であります。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 今、ガソリンスタンドがあるということで、これが一つの大きなネックになってるということですけども、いわゆる消防法ですか、規制があるわけで、国道から計量機、いわゆるノズルがかかっているあの機械ですね、あれまで5メートルなければあかんと。この前聞いてみましたら、もうきりきりですと。しかしながら、屋根がこれにまたかぶさってますから、当然それも何らかの処理をせなあかんと。奥にも持っていけない、横幅はあると。買収できる可能性があるわけですか。これまですうっとそのことを、ガソリンスタンドの経営者の方ともいろいろと国交省が交渉を

してきたんだと思うんですけども、その点はどうですか。買収の可能性があるのか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 詳しい状況について、担当課長から答えていただきます。

○副議長（池田 宜広君） 課長、国土交通省との交渉等については、述べられる範囲内で結構です。

山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 歩道の拡幅の関係で、地元のほうと約5年ぐらい前から調整してきておるところでございますけども、今問題になっております場所につきましては、議員の指摘をいただいた内容について、ことしですね、特に詳細に調べたいということで、時間をいただくようでございます。用地全体のことも含めて用地費を、補償費をことし見積もりまして、まず予算要求をしていきたいということでございます。移転が、どこまでちょっと言っているのかわかりませんが、事業主の方もガソリンスタンドのどのような移転の方法でその5メートルがクリアできるかということで、建物の全体についても見直しを考えたり、いろいろ検討していただいとるところでございますし、関係ある消防本部とも、国交省もそうした協議をしていってるといところでございますので、ある程度ことしの中でそういう方向性が出てこないかなと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 私は大変難しい構想だと思います。営業をしながらということもあるわけですから、そういう中で、先日国交省に行ってまいりました、豊岡事務所に。それこそガソリンスタンドの敷地を削るより、春來川の対岸を削れと、それによって、いわゆる水の流れる流量断面、この面積を確保してはどうですかということをお願いしてきたんです。これはなぜかといったら例があるわけです。金屋口から用土の間の歩道を拡幅したあれば、対岸にある堤防敷を動かしたんですよ。要は、山が余りにも急峻で、それを削ることはもう無理だということで決断をしていただいて、堤防敷を動かしたと。今、竹田の百間堤防でやってるのも同じ工法をやろうとしてるんです、梨園の側の山を削ると。だから今私自身もそういうお話をしてまいりましたが、当局からもぜひそういう形で早くやってほしいと。私の提案ですけども、ぜひそこら辺のところをお考えの上で進めてほしいなと思うんですけど、どうでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今の竹田百間堤防の工事見えますと、議員がおっしゃるとおり川に張り出して歩道を設置をいたしております。一方、向こう側の山肌を削るというふうな工法であります。今の夢中の前におきましても、そういった工法ですれば問題は解決できると思いますので、そういったところを国交省に提案をしたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 次に、ゆめっこ認定こども園の床暖房化を提案をしたい

と思います。敷地、建物は2005年の3月に完成をいたしました。敷地内に温泉が出るということを前提として、床暖房の設備が今現実にやられてるわけではありますが、要は温泉が出なかったんで、まさにその設備というのは使われていないのが現状であります。そういう中で、私は明星認定こども園を見て、あそこは灯油のボイラーによる床暖房をやってるわけであります。実際に設備がされておりますから、それほど大きな費用もかからない、それから燃料などもどうなのか含めて、ぜひ床暖房をしていただきたいと思うんです。床暖房については、これは風も起こりませんし、極めて衛生的で、足から暖めることはやっぱり体にいいと思うんです。現実に明星認定こども園のあれを見ますと、午後3時ごろまでたけば、5時、6時まで熱が持続すると、こういった状況が見られます。それから、今のゆめっこ認定こども園も職員室は室ではないんですね、これ。オープンスペースなんです。こういった中で、冬は極めて寒い。ストーブはたいてるんですけども全然ぬくもらん、天井が高い。だから毛布を巻いて職員の方がやられてると、今ごろこんなこともなかなか珍しいと。今、職員室のスペースについても床暖房がしてあるわけで、そういう設備がしてあるわけですから、当然働き方改革もありますし、それから新たな職員もどんどん入ってきてほしいわけですけども、そういった意味でもやっぱり働く環境を整備する必要があると、宝の持ち腐れじゃなくて、あるものは有効に使うと。この点どうでしょうか。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ゆめっこの床暖房の件であります。2年前にも中井議員から御提案をいただいた経緯もあります。このたび床暖房に必要な湯の温度、湯圧、湯量など、難しい面があることから、また財政的にも相当な費用がかかることなどから断念した経緯がありますが、おんせん天国室も設置したこともあり、国の補助金など、熱利用設備、熱を利用した補助金を活用した利用方法によってこの床暖房の稼働ができないか、再度検討していきたいと考えております。今回補助金の申請、おんせん天国室で申請をいたしまして、エネルギー使用量の計算、それからCO₂の削減量、こういったものを試算する中で補助金の申請にこぎつきたい、そのように考えております。現段階では、採択される可能性ははっきりわかりかねますが、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ぜひともよろしく求めておきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 改めて設置が温泉配湯の効果が出るように検討をしていきたいと思っております。

○副議長（池田 宜広君） これで中井次郎君の質問を終わります。

○副議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。本日の会議はこの辺で延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。次は、6月14日金曜日、午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりをください。長時間お疲れさまでした。

午後3時44分延会
